

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

〔改訂版〕

平成30年4月

草 津 市

目 次

第1章 計画改訂の趣旨	
1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ	1
2. 計画改訂にあたっての基本姿勢	1
第2章 地域特性等の概要	
1. 自然環境	3
2. 社会環境	4
3. 関係法令	8
第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	
第1節 ごみ処理の現状と課題	
1. ごみ分別の変遷	9
2. ごみ排出量の実績	12
3. ごみの減量化・資源化の実績	17
4. ごみ処理フロー	21
5. ごみ処理に関する処理経費	26
6. 国、県の状況	27
7. ごみ処理の課題	28
第2節 基本方針	
1. 基本方針	30
2. 目標年次	31
第3節 ごみの発生量の推計	
1. 将来推計人口	32
2. ごみ発生量の推計（現状の場合）	33
第4節 ごみの減量化・資源化計画	
1. 減量化目標の設定	34
2. 減量化目標達成に向けた施策	41
3. ごみ発生量の推計（施策反映後）	43
第5節 ごみの適正処理計画	
1. 収集・運搬計画	47
2. 中間処理計画	48
3. 最終処分計画	49
4. その他ごみの処理に関し必要な事項	50
資料編	
用語解説	52
改訂前の計画における減量化目標達成に向けた施策の実施状況	55
策定の経緯	57
草津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	59
草津市廃棄物減量等推進審議会諮問・答申	60
草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例	62

第 1 章 計画改訂の趣旨

1. 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂版）の位置づけ

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針として策定しているものです。

平成 22 年度から平成 33 年度までの計画期間のうち、平成 27 年度を中間目標年次として、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Act（見直し）のいわゆる P D C A サイクルにより、計画の点検、見直し、評価を行うこととしていることから、それらの結果を踏まえ、今回、改訂を実施します。

また、本計画実施のための具体的施策等については、毎年度策定する「一般廃棄物処理実施計画」において定めます。

2. 計画改訂にあたっての基本姿勢

20 世紀は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムが、わたしたちの豊かで便利な生活を支えてきました。しかし、一方で、自然環境の破壊や地球温暖化、資源の枯渇など地球環境に膨大な負荷を及ぼし、地球規模から人々の身近な生活にまで様々な環境問題が生じています。

21 世紀においては、地球環境に対する負荷の低減や限りある資源・エネルギー問題に対応していくことが緊急の課題であり、これまでの大量廃棄型の社会経済システムから脱却し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会経済システムや生活スタイルに転換することが求められています。

こうした中、国では、平成 25 年 5 月に策定された「第三次循環型社会形成推進基本計画」の中で、平成 32 年度の一般廃棄物の減量化等の目標が設定されました。

また、滋賀県では、平成 23 年 8 月に策定された「第三次滋賀県廃棄物処理計画」の中で、平成 27 年度の一般廃棄物の減量化等の目標が設定され、平成 28 年度には次期計画を策定される予定です。

本市では、本計画の策定後、設定した 3 つの基本方針である「ごみの発生抑制の推進」、「多様な資源化の仕組みづくりの推進」および「環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進」のための様々な取り組みを行ってきました。

本計画は、中間目標年次である平成 27 年度における計画の点検、見直し、評価を踏まえ、以下の手順に沿って改訂を行います。

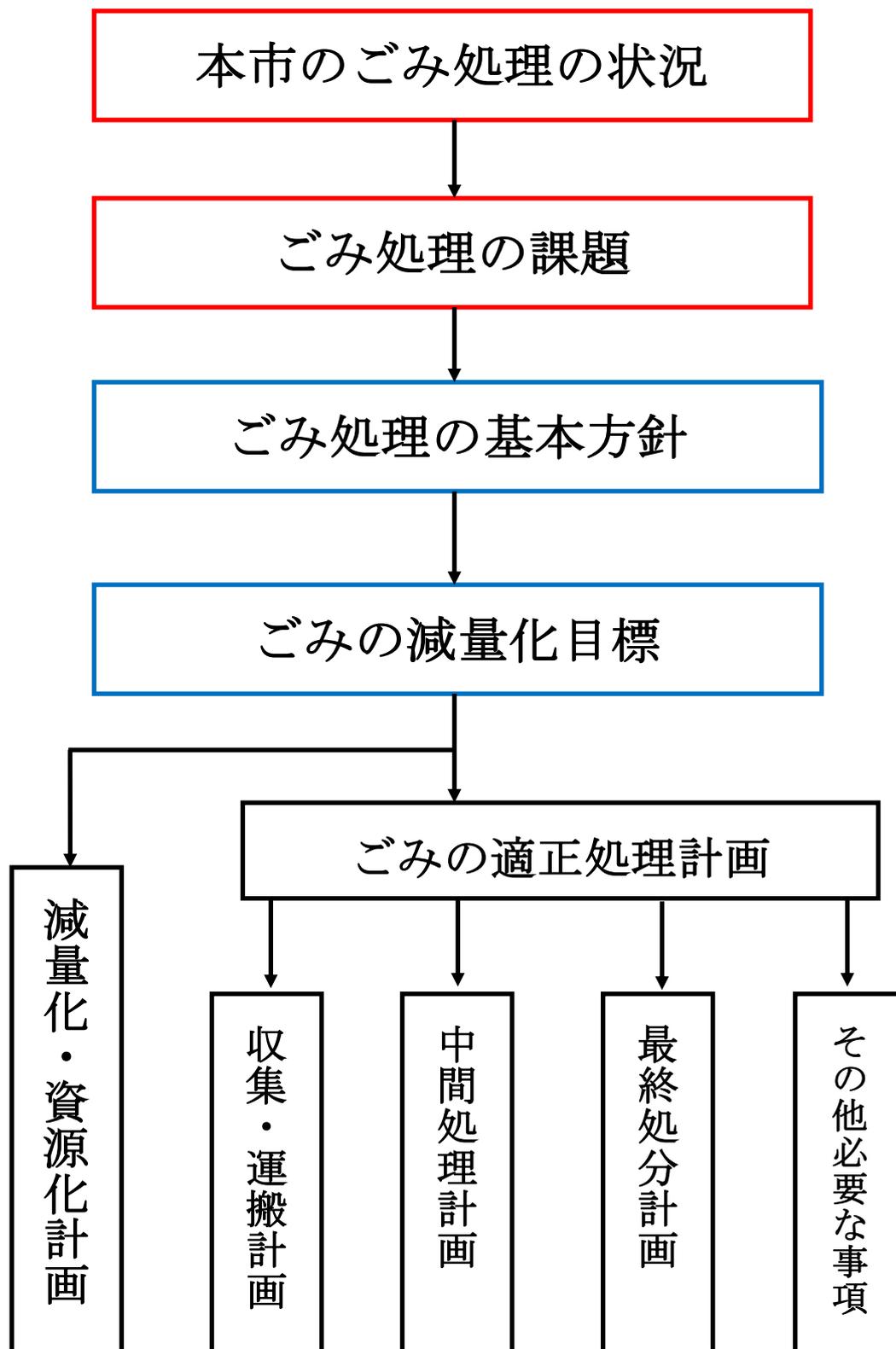


図 1-1-1 計画改訂の手順

第2章 地域特性等の概要

1. 自然環境

1) 位置・面積

本市は、滋賀県の南東部に位置し、日本最大の淡水湖である琵琶湖に面しており、京阪神大都市圏に含まれて大阪から約 60 km、京都から約 20 km、名古屋から約 90 km の距離にあります。市域は、東西約 10.9 km、南北約 13.2 km で、大津市、栗東市、守山市に接して総面積は 67.82 km²（うち琵琶湖面積 19.17 km²を含む）となっています。

天井川として全国的に有名であった旧草津川が市域の中央を縦断し、湖岸から田園地・市街地へと平地が広がって、東南部の丘陵地へとなだらかに続く地形であり、その先には湖南アルプスの山並みがあります。

また、JR 東海道本線（琵琶湖線）、新幹線、名神高速道路、新名神高速道路、国道 1 号の国土主要幹線が市域を通っています。



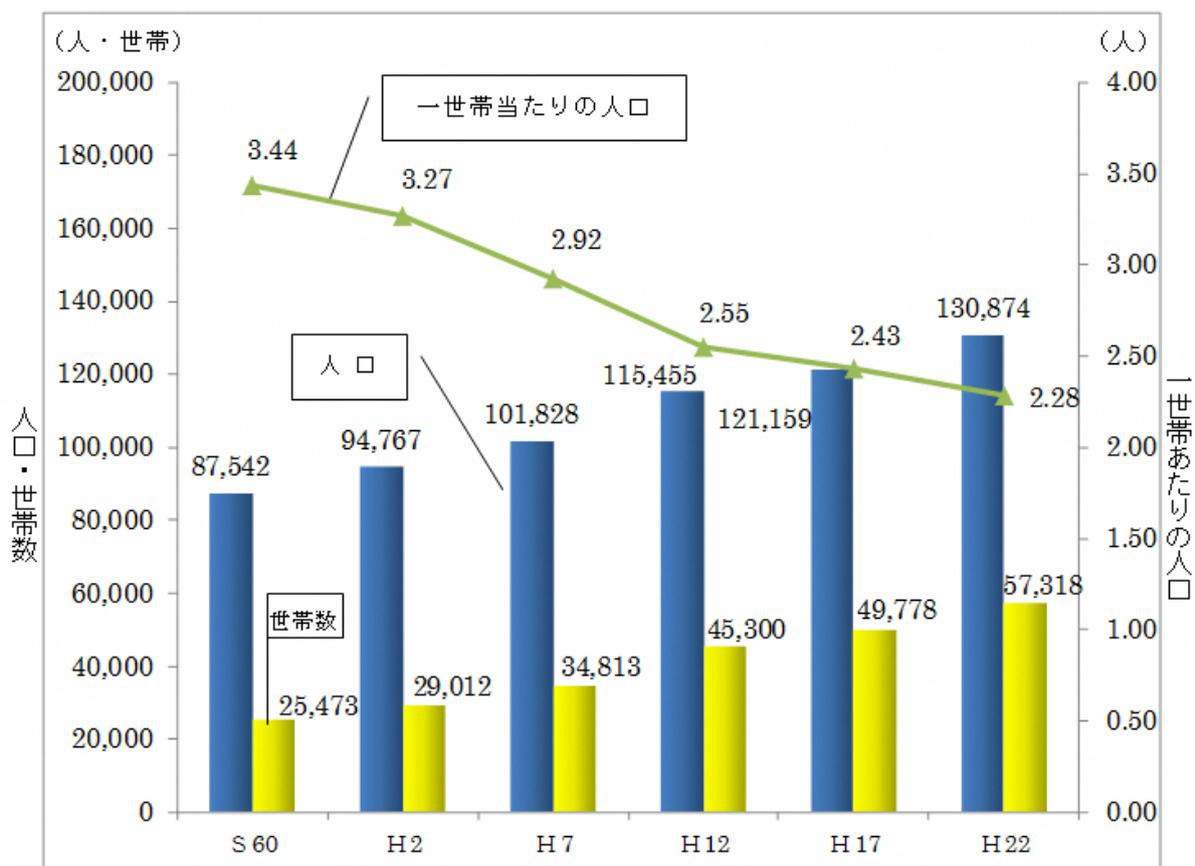
図 2-1-1 草津市の位置

2. 社会環境

1) 人口等の推移

本市の人口および世帯数（国勢調査人口ベース）の推移は、図 2-1-2 に示すとおりです。
人口及び世帯数の推移は、人口、世帯数ともに増加傾向になっています。

1世帯あたりの人口については、昭和60年度の3.44人/世帯から平成22年度の2.28人/世帯と減少傾向になっており、世帯の小規模化が進んでいます。



出典：国勢調査

図2-1-2 人口及び世帯数の推移

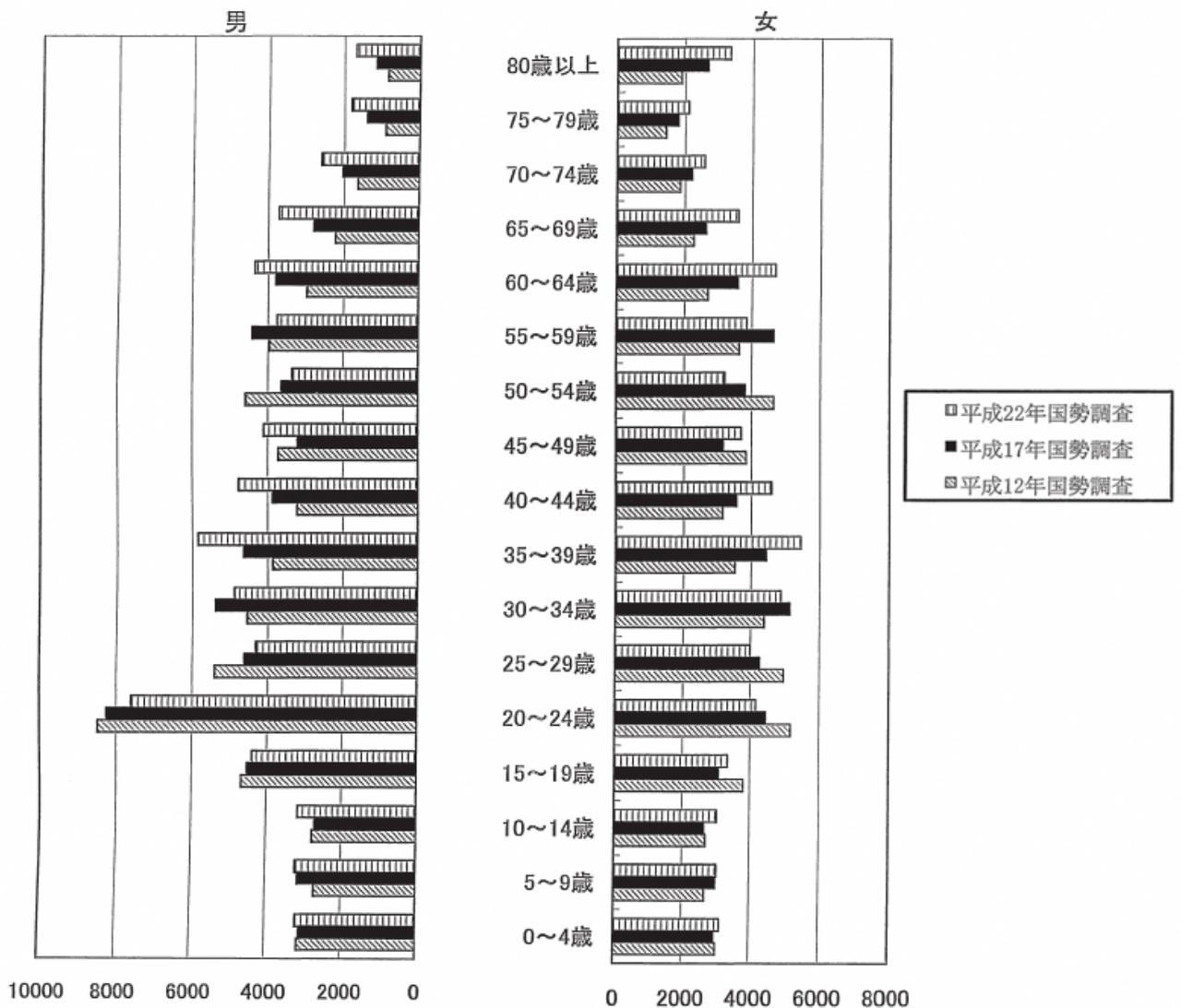
2) 人口ピラミッド

人口ピラミッドは、図 2-1-3 に示すとおりです。

年齢別の人口構成を見ますと、20歳から24歳の人口が最も突出しており、これは立命館大学の学生および大学院生によるものです。次に35歳から39歳の人口が多くなっています。一方で、14歳以下の人口は少なくなっています。

平成17年度と平成22年度の60歳以上の人口を比べると、各年代とも平成22年度の人口が多くなっており、高齢化が進んでいます。

単位：人



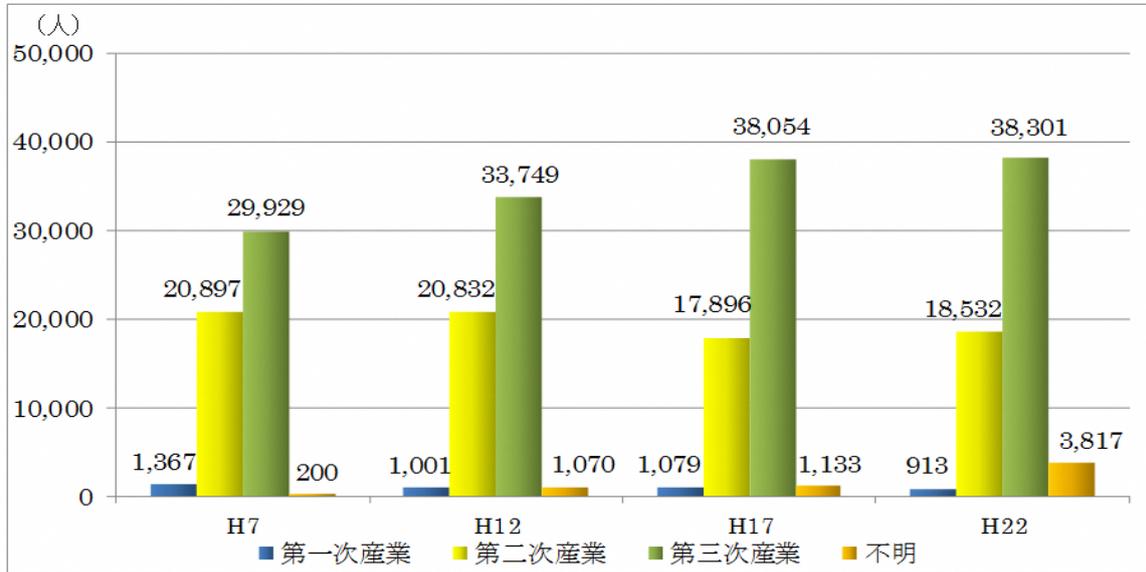
出典：草津市統計書

図 2-1-3 年齢階層別人口割合のピラミッド図

3) 産業概要

本市における産業別 15 歳以上就業者数の推移は、図 2-1-4 に示すとおりです。

平成 22 年度における産業別就業者の構成割合は、第一次産業が約 2%、第二次産業が約 30%、第三次産業が約 62%、不明が約 6%となっています。



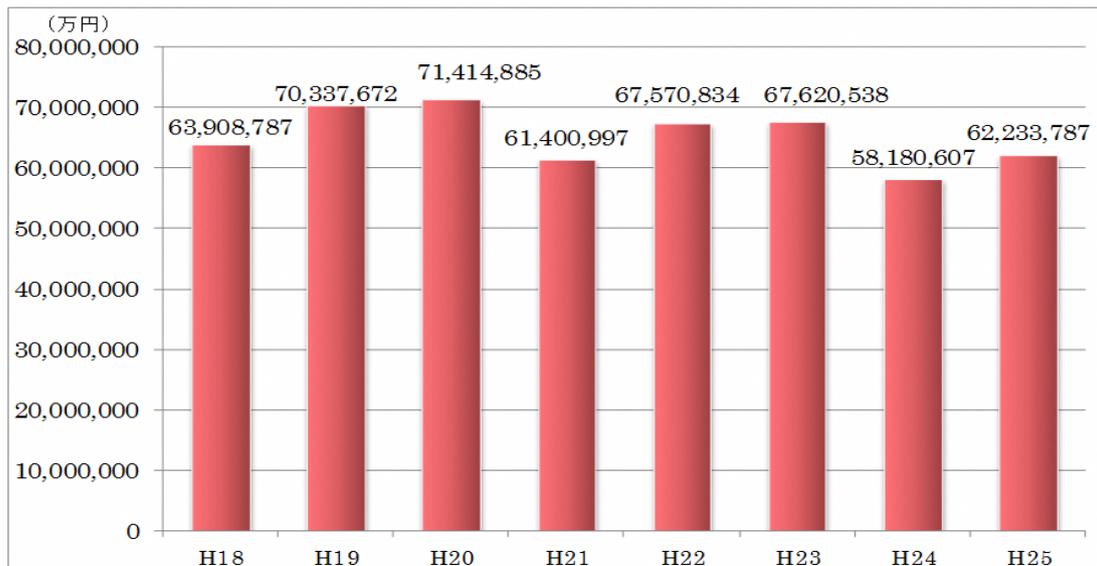
出典：草津市統計書

図 2-1-4 産業別 15 歳以上就業者数の推移

4) 製造業における製造品出荷額

本市における製造品出荷額は、図 2-1-5 に示すとおりです。

平成 18 年度の約 6,391 億円から平成 20 年度の約 7,141 億円までは増加していますが、同年度をピークに減少傾向にあります。



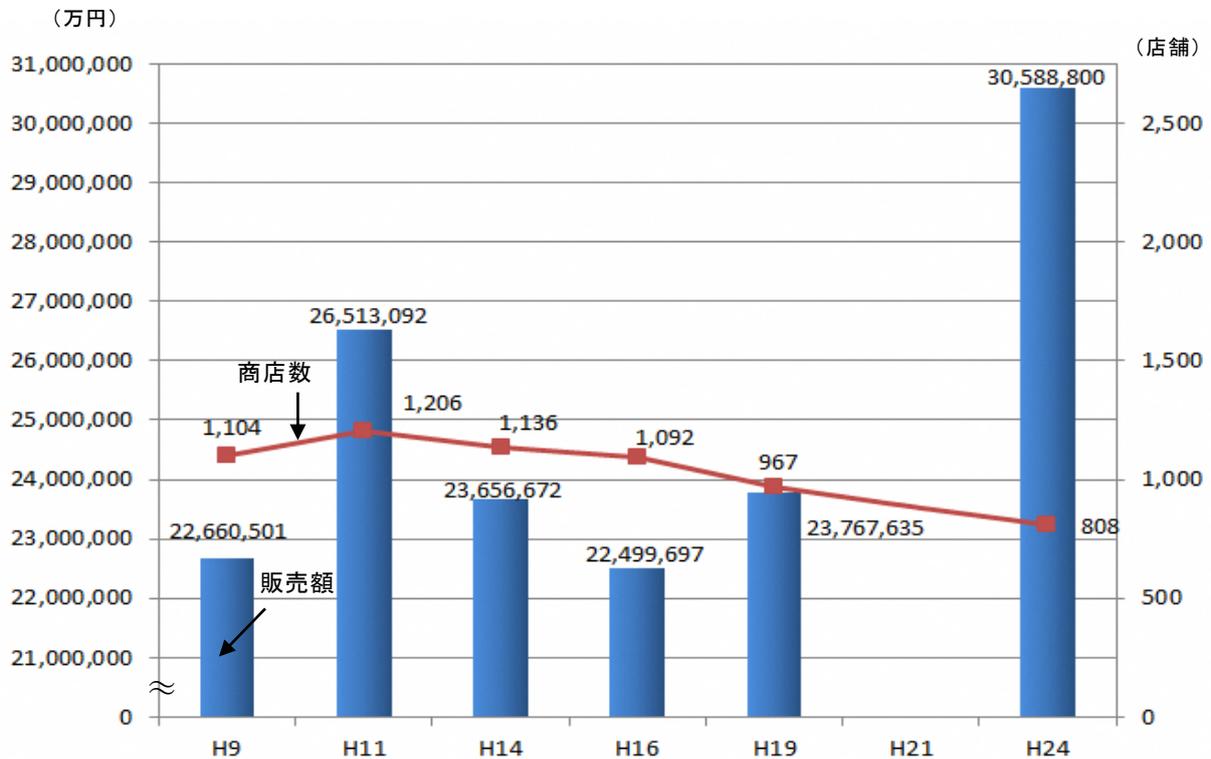
出典：草津市統計書

図2-1-5 製造品出荷額

5) 商店数と年間販売額

本市における商店数と年間販売額は、図 2-1-6 に示すとおりです。

商店数は、平成 11 年度の 1,206 店舗から平成 24 年度の 808 店舗まで減少傾向を示しており、年間販売額は平成 11 年度の 2,651 億円をピークに平成 16 年度の 2,249 億円まで減少しましたが、平成 24 年度は 3,059 億円と増えています。



* H21 年の調査は経済センサスの創設に伴い中止

出典：草津市統計書

図 2-1-6 商店数と年間販売額

3. 関係法令

1) 法体系

循環型社会形成のための法体系は、図 2-1-7 に示すとおりです。

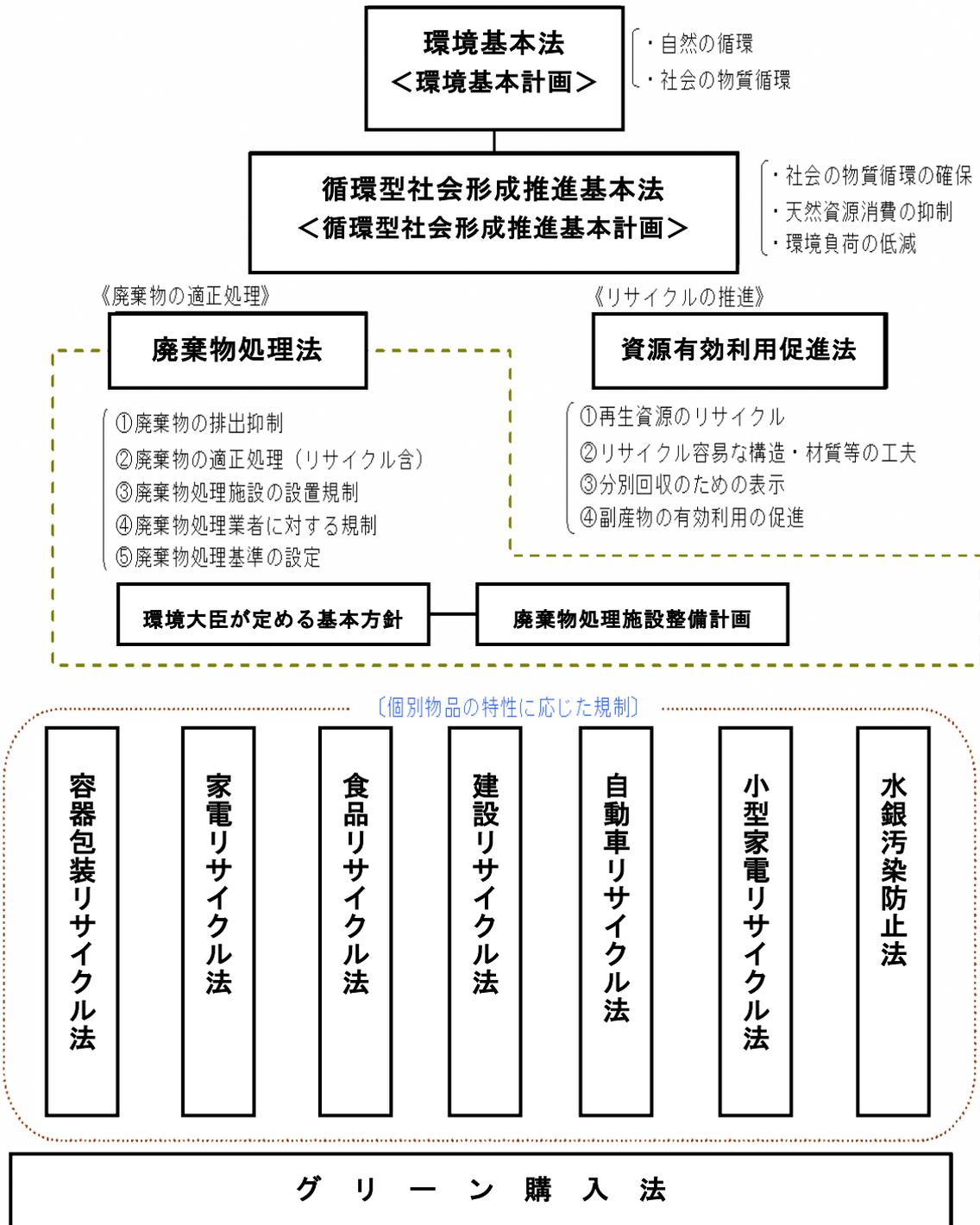


図 2-1-7 循環型社会形成のための法体系

第3章 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

第1節 ごみ処理の現状と課題

1. ごみ分別の変遷

本市のごみの分別については、昭和40年から「生ごみ」と「その他」の2種分別を開始し、昭和48年には、「プラスチック」を分別し3種分別になり、クリーンセンターの稼働した昭和52年には、全国的にも先進的な5種分別（「普通ごみ類」「プラスチック類」「金属類」「ガラス類」「陶器・ゴム類」）を実施しました。

昭和57年には、「粗大ごみ」の戸別回収を開始し6種分別となり、昭和60年には「乾電池」の拠点回収を開始し7種分別となりました。平成8年には「陶器・ゴム類」が「小型破碎ごみ類」と「不燃物類」に分別されて8種分別に、平成9年には「プラスチック類」から「ペットボトル類」の分別を行い9種分別になりました。平成13年には「蛍光管」の拠点回収を開始し、10種分別となりました。平成23年には「普通ごみ類」と「プラスチック類」を「焼却ごみ類」、「古紙類」および「プラスチック製容器類」に、「金属類」、「小型破碎ごみ類」および「不燃物類」を「空き缶類」、「破碎ごみ類」および「陶器・ガラス類」に再分別し、「びん類」の名称を「飲・食料用ガラスびん類」に変更し、現在の11種分別となりました。

現在の分別区分は表3-1-1に、ごみ分別の変遷は図3-1-1に示すとおりです。

表3-1-1 現在の分別区分

家庭系ごみ

種 類	品 目
焼却ごみ類	台所ごみ（残飯等）、紙、木、竹、衣類、ゴム製品など
プラスチック製容器類	プラスチック製容器、シャンプー容器、レジ袋など
ペットボトル類	水・茶・清涼飲料水のペットボトル
空き缶類	空き缶、缶詰の缶、スプレーの缶など
飲・食料用ガラスびん類	食品用のガラスびん、内服用の薬品びん
破碎ごみ類	炊飯器、ポット、電話機、安全かみそり、鍋、フライパンなど
陶器・ガラス類	化粧品・薬品のびん、ガラス食器製品、電球など
古紙類	新聞、雑誌、雑紙、段ボールなど
乾電池	乾電池
蛍光管	蛍光管
粗大ごみ	タンス、ベッド、自転車、布団など

事業系ごみ

種 類	品 目
焼却ごみ類	<small>ちゅうがい</small> 厨芥類（生ごみ）、紙くずなど
粗大ごみ	可燃系の粗大ごみ

注： 事業活動で発生する古紙類については、市の処理施設以外でのリサイクル処理を案内しています。

また、事業活動で発生するプラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、飲・食料用ガラスびん類、破碎ごみ類、陶器・ガラス類、乾電池、蛍光管については産業廃棄物に該当し、市の処理施設では受け入れていません。

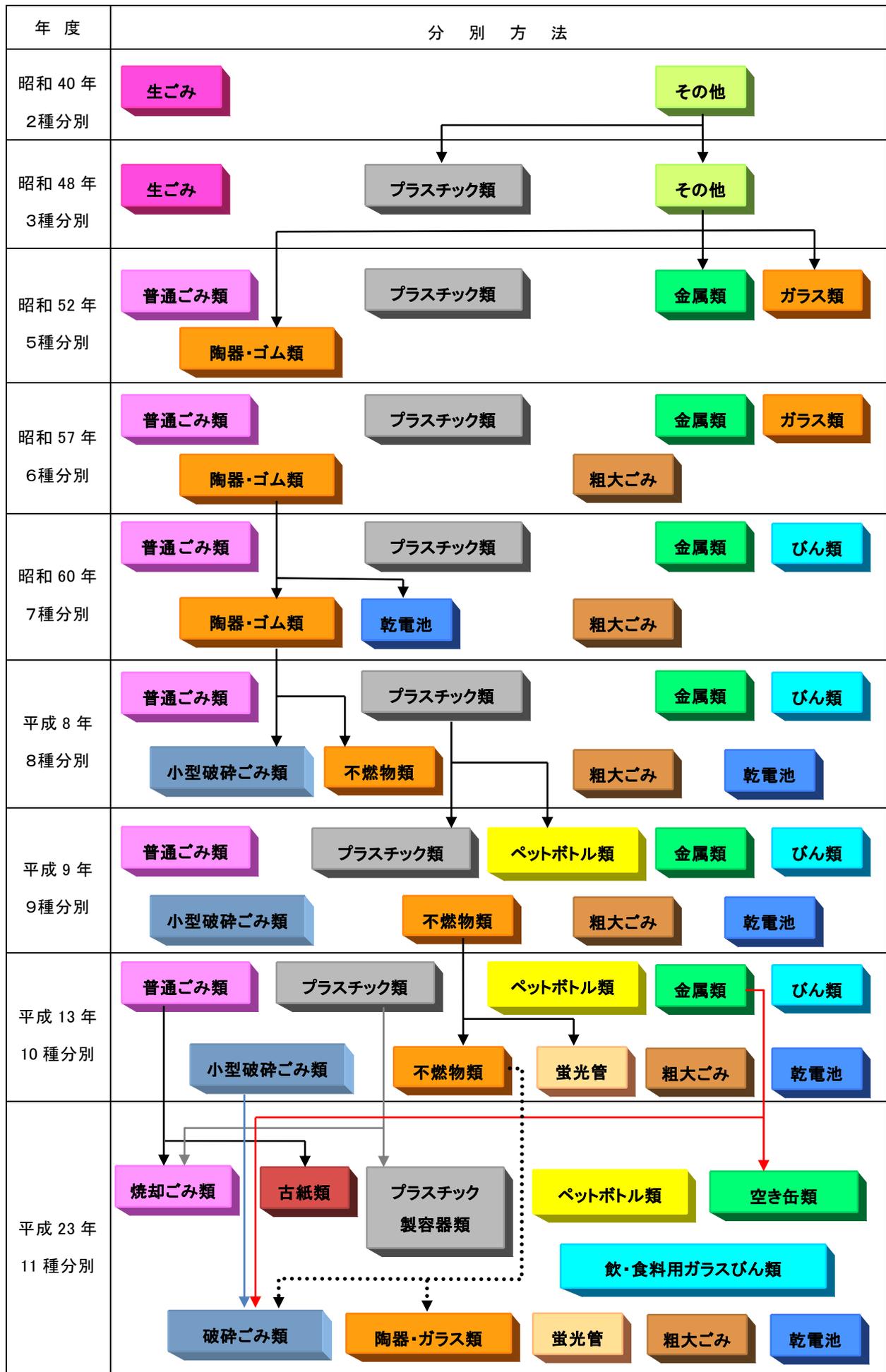


図 3-1-1 ごみ分別の変遷

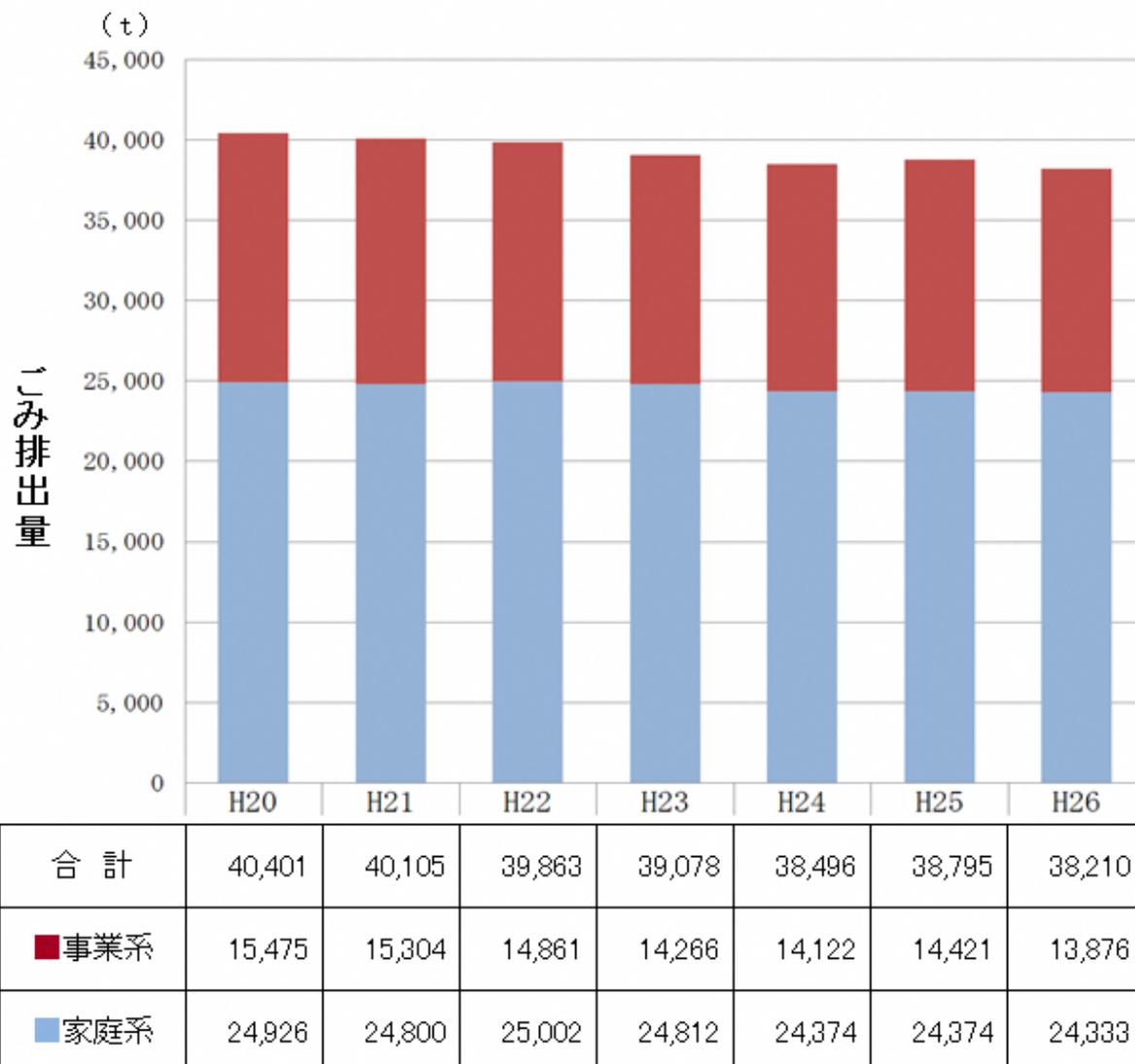
2. ごみ排出量の実績

1) ごみ排出量の実績

本市のごみの排出量の推移は、図 3-1-2 に示すとおりです。

ごみ排出量は平成 20 年度から平成 24 年度まで減少し、平成 25 年度に一旦増加しましたが、平成 26 年度は再び減少しました。

家庭系ごみは、平成 24 年度以降は横ばいで推移しており、事業系ごみは、平成 25 年度に一旦増加しましたが、平成 26 年度は再び減少しました。



単位：t / 年

図3-1-2 ごみ排出量の推移

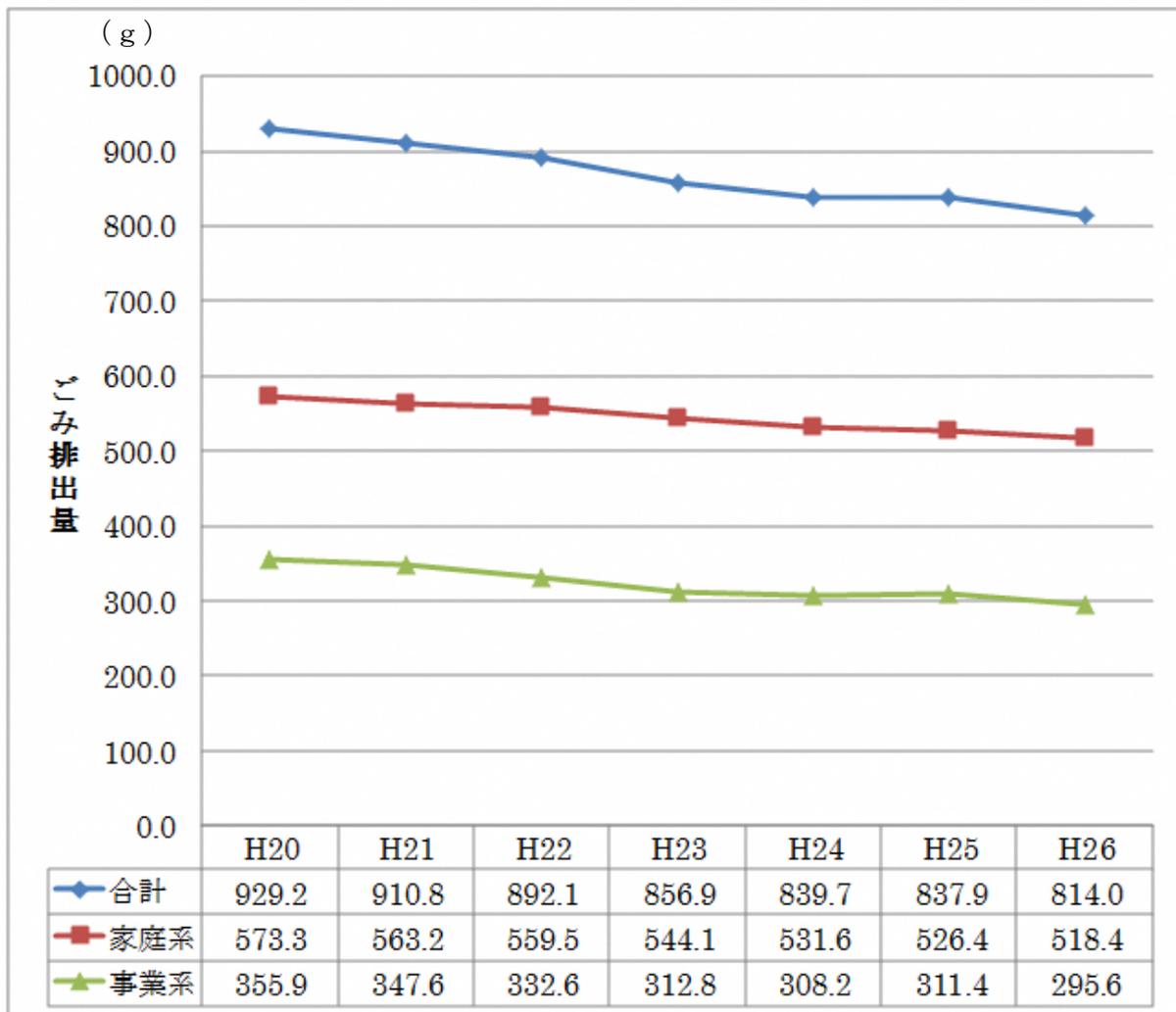
2) 1人1日当たりごみ排出量の推移

本市の1人1日当たりごみ排出量の推移は、図3-1-3に示すとおりです。

1人1日当たりごみ排出量は、平成20年度の929.2g/人・日から減少傾向にあり、平成26年度は、814.0g/人・日となっています。平成20年度から平成26年度までの増加率は、-12.4%となっています。

家庭系ごみの1人1日当たりごみ排出量は、平成20年度の573.3g/人・日から減少傾向にあり、平成26年度は518.4g/人・日となっています。平成20年度から平成26年度までの増加率は、-9.6%となっています。

事業系ごみの1人1日当たりに換算したごみ排出量は、平成20年度の355.9g/人・日から減少傾向にあり、平成26年度は295.6g/人・日となっています。平成20年度から平成26年度までの増加率は、-16.9%となっています。



単位：g/人・日

図3-1-3 1人1日当たりごみ排出量の推移

3) 家庭系ごみと事業系ごみの割合

一般廃棄物（ごみ）は、生活に伴って排出される家庭系ごみと事業活動に伴って排出される事業系ごみに分かれており、平成25年度の全国の平均では、事業系ごみ約31%に対して家庭系ごみが約69%の割合となっていますが、本市では事業系ごみの占める割合が高く、平成26年度で事業系ごみ約36%に対して家庭系ごみは約64%となっています。

4) ごみ種別の割合

現在、本市ではごみを11種類に分別しており、この分別区分ごとの平成26年度の割合は表3-1-2に示すとおりです。

家庭系ごみでは、焼却ごみ類とプラスチック製容器類で約85%を占めており、事業系ごみでは、焼却ごみ類が99.91%と大部分を占めています。

表 3-1-2 平成26年度ごみの分別区分の割合

分別区分	家庭系ごみ		事業系ごみ		家庭系+事業系		
	排出量	割合	排出量	割合	排出量	割合	
焼却ごみ類	19,555.72t	80.37%	13,864.04t	99.91%	33,419.76t	87.46%	
プラスチック製容器類	1,071.33t	4.40%	—	—	1,071.33t	2.80%	
ペットボトル類	270.08t	1.11%	—	—	270.08t	0.71%	
空き缶類	229.07t	0.94%	—	—	229.07t	0.60%	
飲・食料用ガラスびん類	836.37t	3.44%	—	—	836.37t	2.19%	
破碎ごみ類	447.18t	1.84%	—	—	447.18t	1.17%	
陶器・ガラス類	267.96t	1.10%	—	—	267.96t	0.70%	
古紙類	新聞・広告	503.82t	2.07%	—	—	503.82t	1.32%
	雑誌・雑紙	449.19t	1.85%	—	—	449.19t	1.18%
	段ボール	338.26t	1.39%	—	—	338.26t	0.89%
乾電池	22.06t	0.09%	—	—	22.06t	0.06%	
蛍光管	11.59t	0.05%	—	—	11.59t	0.03%	
粗大ごみ	330.85t	1.36%	12.02t	0.09%	342.87t	0.90%	
合計	24,333.48t	100.00%	13,876.06t	100.00%	38,209.54t	100.00%	

出典：平成26年度クリーンセンター年間報告書

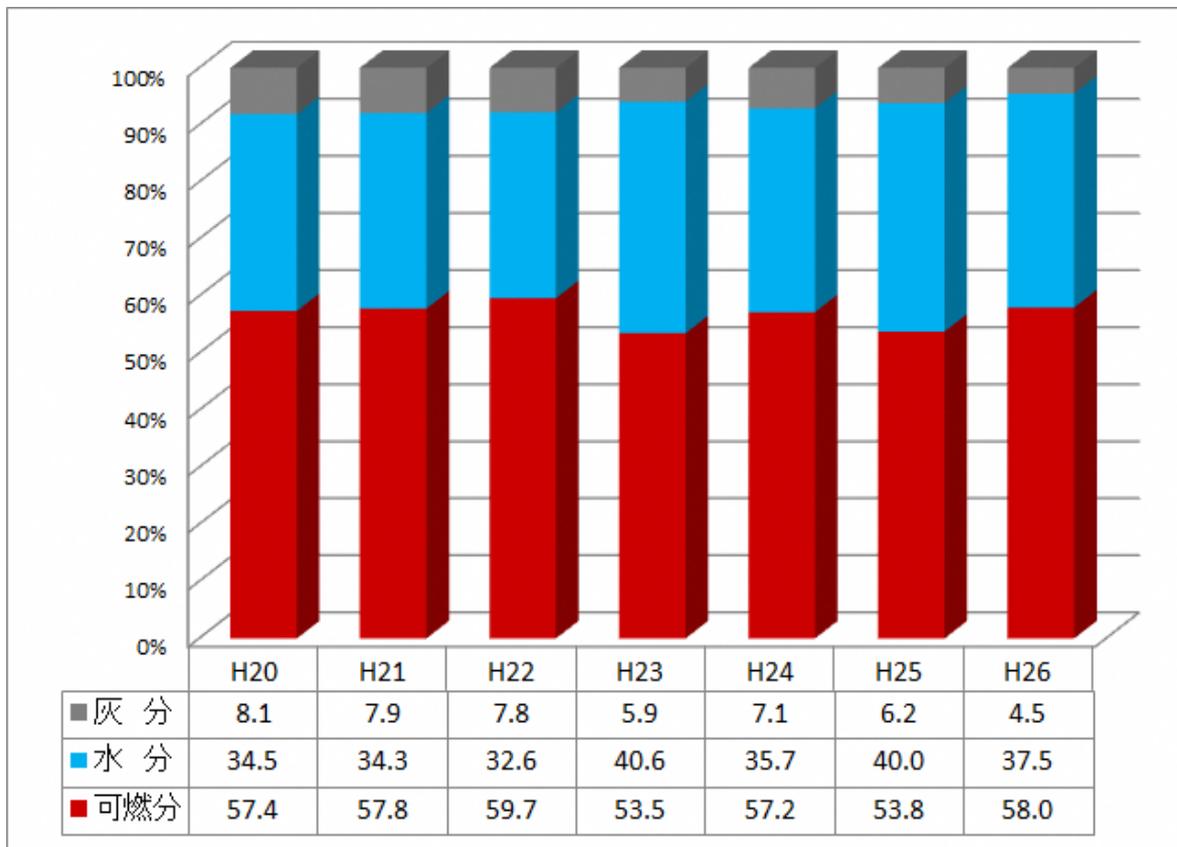
5) ごみの三成分と種類組成

市内で収集された焼却ごみ類等は、一旦クリーンセンターのごみピット（ごみ貯留場）に入り、そこで攪拌^{かくはん}した後、焼却処理を行っています。

ごみピットから採取したごみの三成分は図 3-1-4 に、ごみの種類組成は図 3-1-5 に、低位発熱量は図 3-1-6 に示すとおりです。この調査結果は年間 4 回測定を行った平均値です。

ごみの種類組成では、乾式で行っているため、厨芥類の割合が低くなり、水分をあまり含まない紙、布の割合が高くなっています。これは厨芥類に含まれる水分の多さを表すものです。

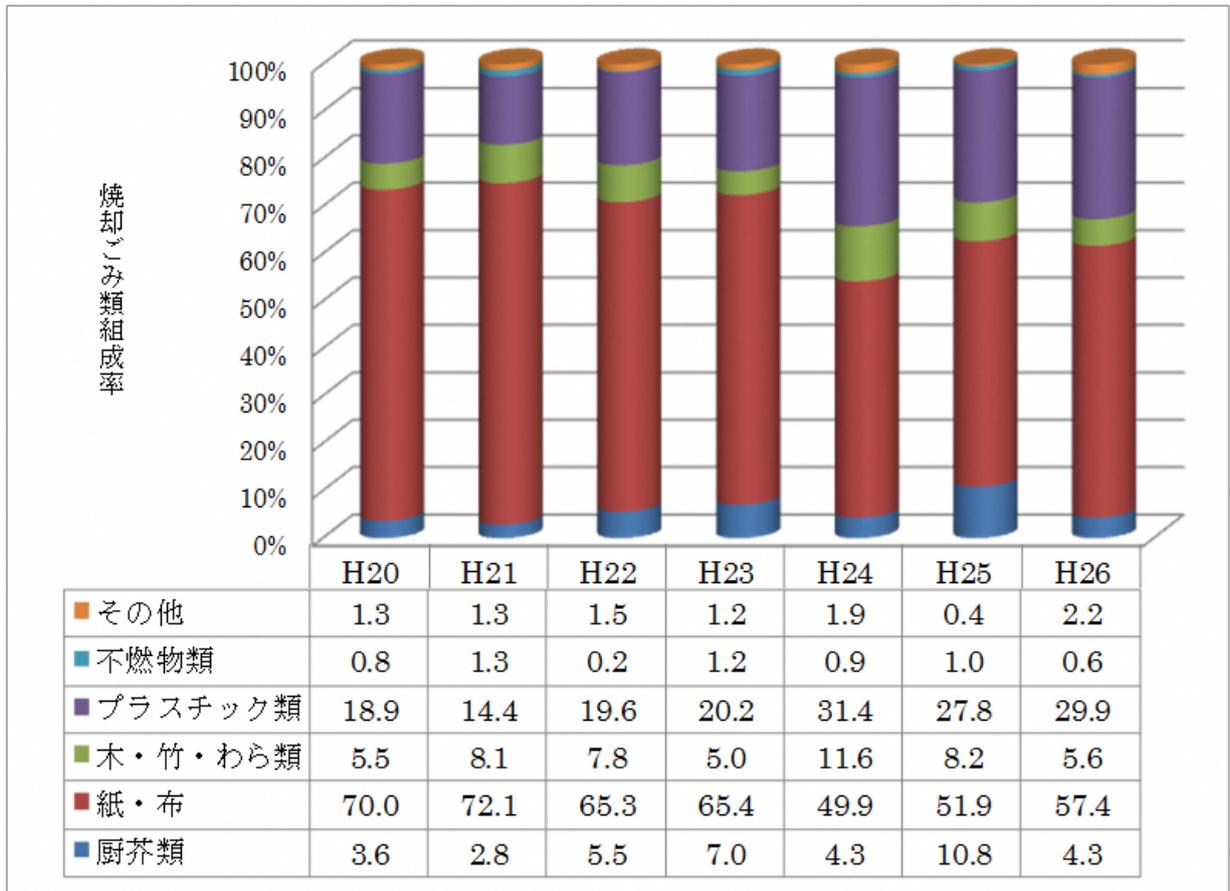
ごみの三成分と低位発熱量の関係は、可燃分の割合が増えると、それに比例し低位発熱量が高くなり、水分の割合が増えると、低位発熱量が低くなる傾向を示しています。



単位：%

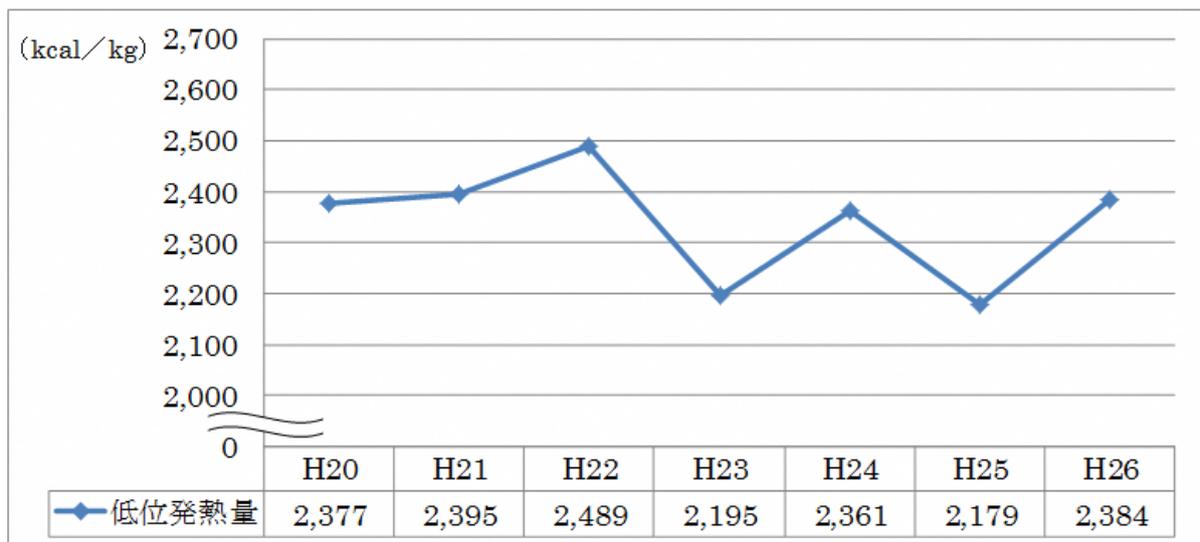
図3-1-4 ごみの三成分^{注1}

注1) 三成分：焼却されたごみの水分は蒸発し、燃える成分はガスになって燃え、後に灰が残ります。この「可燃分」「水分」「灰分」をごみの三成分としています



単位：%

図3-1-5 ごみの種類組成



単位：kcal/kg

図3-1-6 低位発熱量^{注2}

注2) 低位発熱量：低位発熱量は、水分が蒸気のまま(気体)でいる場合の発熱量で、実際に利用できる発熱量にあたり真発熱量とも言われます。焼却炉でごみを燃焼させた時の熱量は低位発熱量になります。

3. ごみの減量化・資源化の実績

1) ごみの資源化

本市のごみの資源化量とリサイクル率の推移は表 3-1-3 に示すとおりです。なお、図 3-1-9 に示すように、資源化量とは、「資源ごみの量」から「各処理施設から発生する異物等の量」を差し引いたものです。

古紙（新聞・広告、段ボール、雑誌・雑紙）については、平成 23 年度から行政回収を実施し、資源化しています。

表 3-1-3 ごみの資源化量とリサイクル率の推移

単位：t

年度		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
市	空き缶・金属屑等	669	656	618	560	468	451	485
	びん	794	798	807	811	785	785	768
	ペットボトル	283	283	298	279	273	270	256
	容器包装プラスチック	1,128	1,184	1,203	1,232	1,027	1,000	959
	硬質プラスチック	-	112	113	69	13	13	12
	乾電池、蛍光管	26	31	39	35	35	34	32
	古紙（行政回収分）	-	-	-	740	1,369	1,337	1,297
	小 計	2,900	3,064	3,078	3,726	3,970	3,890	3,809
集団回収	段ボール	662	711	792	863	991	1,080	1,086
	新聞	2,268	2,264	2,234	2,220	2,307	2,403	2,251
	雑誌	838	830	849	913	828	830	799
	繊維類	213	220	214	238	238	238	229
	小 計	3,981	4,025	4,089	4,234	4,364	4,551	4,366
資源化量合計		6,881	7,089	7,167	7,960	8,334	8,441	8,175
廃棄物発生量		44,382	44,130	43,952	43,312	42,860	43,346	42,575
リサイクル率 （資源化率）		15.5%	16.1%	16.3%	18.4%	19.4%	19.5%	19.2%

*リサイクル率＝資源化量 ÷ 廃棄物発生量

*資源化量＝直接資源化量（集団回収含む）＋ 中間処理後の資源化量

*廃棄物発生量＝家庭系ごみ量 ＋ 事業系ごみ量 ＋ 集団回収量

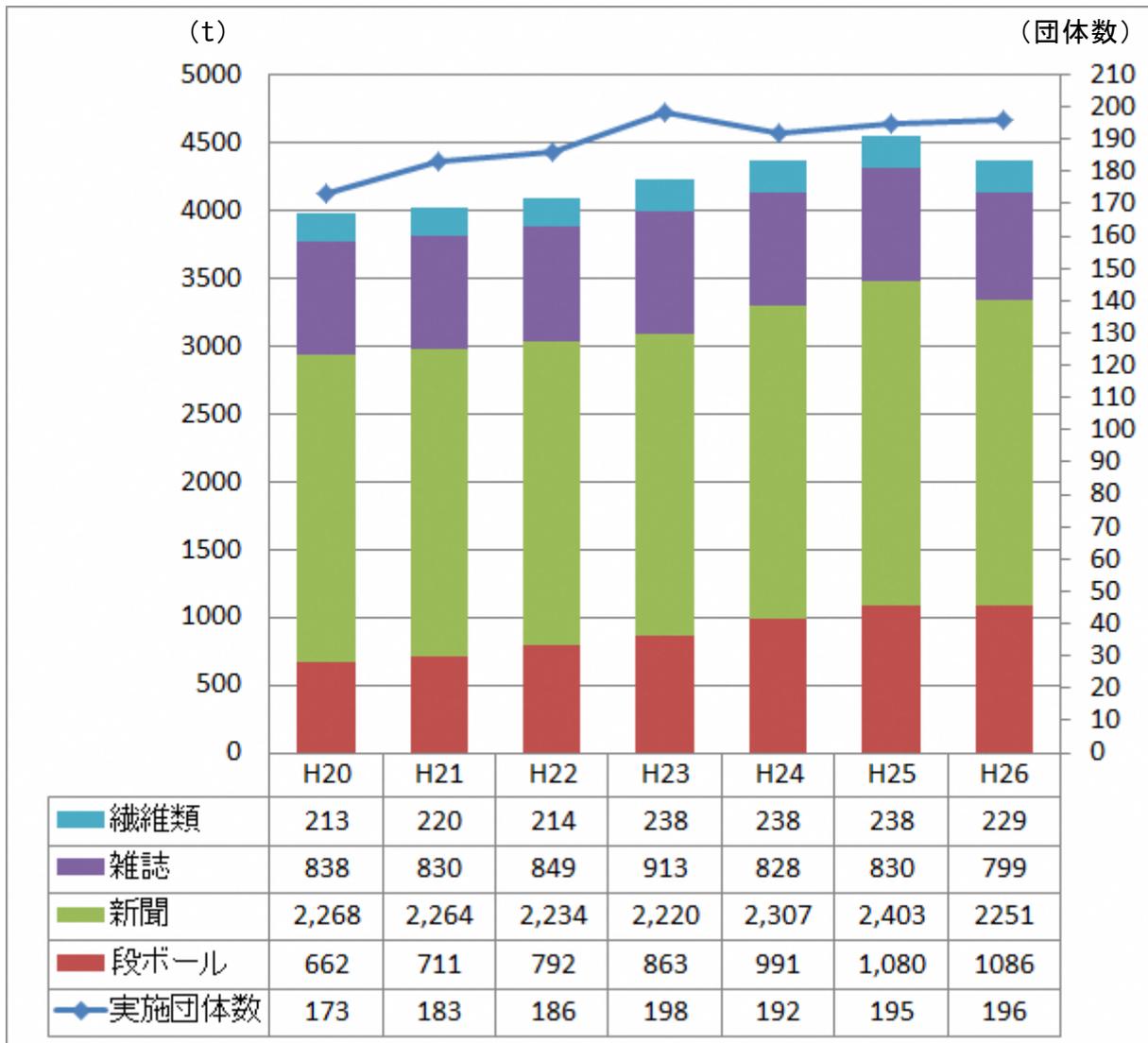
2) 集団回収

本市では、資源の再生利用およびリサイクルの推進を図るため、町内会や子ども会等の市民団体が実施する資源回収活動事業に対し、資源回収活動事業推進奨励金を交付しています。平成26年度は実施団体に対して4円/kg、回収業者に対しては1円/kgの奨励金を交付しています。

集団回収における回収量と実施団体の実績は、図3-1-7に示すとおりです。

平成26年度における集団回収量は4,366tです。回収品目は段ボール、新聞紙、雑誌および繊維類で、回収量のうち新聞紙が2,251tと半数以上を占めています。

実施団体数は、平成20年度の173団体から増加傾向にあり、平成26年度には196団体となっています。



単位：t、団体

図3-1-7 集団回収の実績

3) 生ごみの堆肥化

本市では、家庭から排出される生ごみの減量化促進と市民の減量意識の高揚のため、生ごみ処理容器の購入に対する補助制度を設け助成を行っています。

現在の補助対象となる処理容器は、電気式、風力、足踏み式等の処理容器としています。

平成 20 年度からの助成件数は、表 3-1-4 に示すとおりです。

助成件数については、平成 20 年度の 107 件/年から減少する傾向にあります。

生ごみ処理容器の耐用年数を 5 年として、補助制度によりどの程度生ごみが減量化されたかを試算した結果、平成 26 年度においては、26.4t/年と推定されます。

表 3-1-4 生ごみ処理容器の購入助成の実績

年度	助成件数
H20	107 件
H21	69 件
H22	61 件
H23	56 件
H24	33 件
H25	38 件
H26	37 件

※生ごみ処理容器による減量化量の試算

項目	内容	備考
補助件数	225 件	H22～H26 助成件数の合計（耐用年数 5 年）
1 世帯あたりの人数	約 3 人	1 世帯当たりの人口 2.28 人（平成 22 年度国勢調査）
生ごみ処理容器による減量率	約 85.7%	おおよそ 1/7 になる。
発生抑制量（t/年）	$225 \text{ 件} \times 3 \text{ 人} \times 125.0 \text{ g/人} \cdot \text{日} (\text{※}) \times 365 \text{ 日} / 10^6 \times 85.7\% = 26.4 \text{ t/年}$	

※ 平成 26 年度の 1 人 1 日当たりの生ごみの量

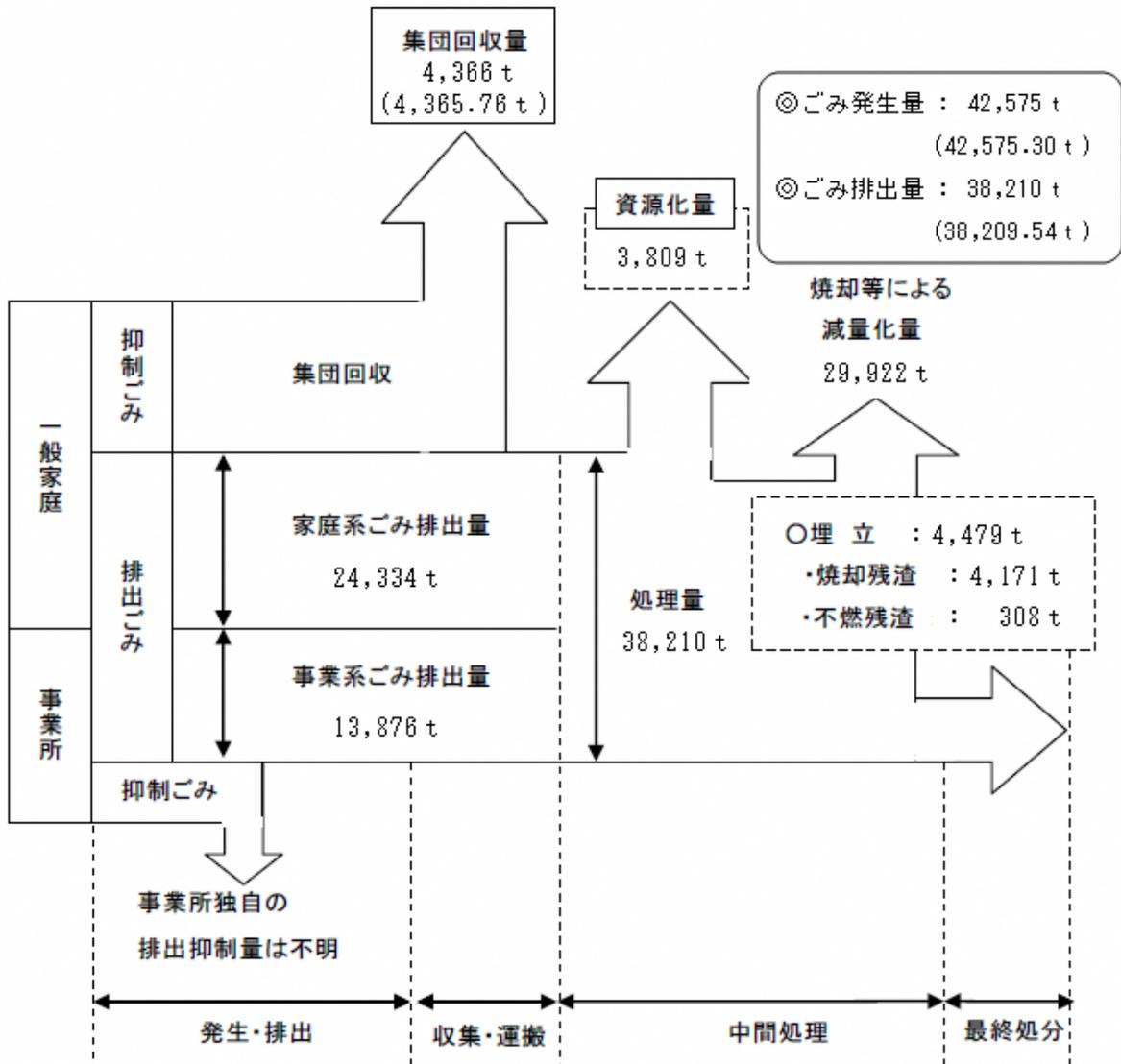
= 焼却ごみ類の 1 人 1 日排出量 × 焼却ごみ類中の厨芥類の占める割合

= $416.6 \text{ g/人} \cdot \text{日} \times 30.0\% = 125.0 \text{ g/人} \cdot \text{日}$

4) ごみの減量化・資源化

平成 26 年度における本市のごみ減量化・資源化、ごみ処理の流れは図 3-1-8 に示すとおりです。

平成 26 年度の本市のごみ排出量は 38,210t/年であり、集団回収を含めたごみ発生量は 42,575t/年です。このうち、集団回収を除く資源化量は 3,809t/年、焼却処理等による減量化量 29,922t/年、埋立処分量は 4,479t/年です。



ごみ量の定義

ごみ排出量 = 家庭系ごみ排出量 + 事業系ごみ排出量

ごみ発生量 = ごみ排出量 + 集団回収量

図 3-1-8 ごみ減量化・資源化とごみ処理の流れ (平成 26 年度)

4. ごみ処理フロー

1) ごみ処理のフロー

本市の平成26年度のごみ処理フロー図は、図3-1-9に示すとおりです。

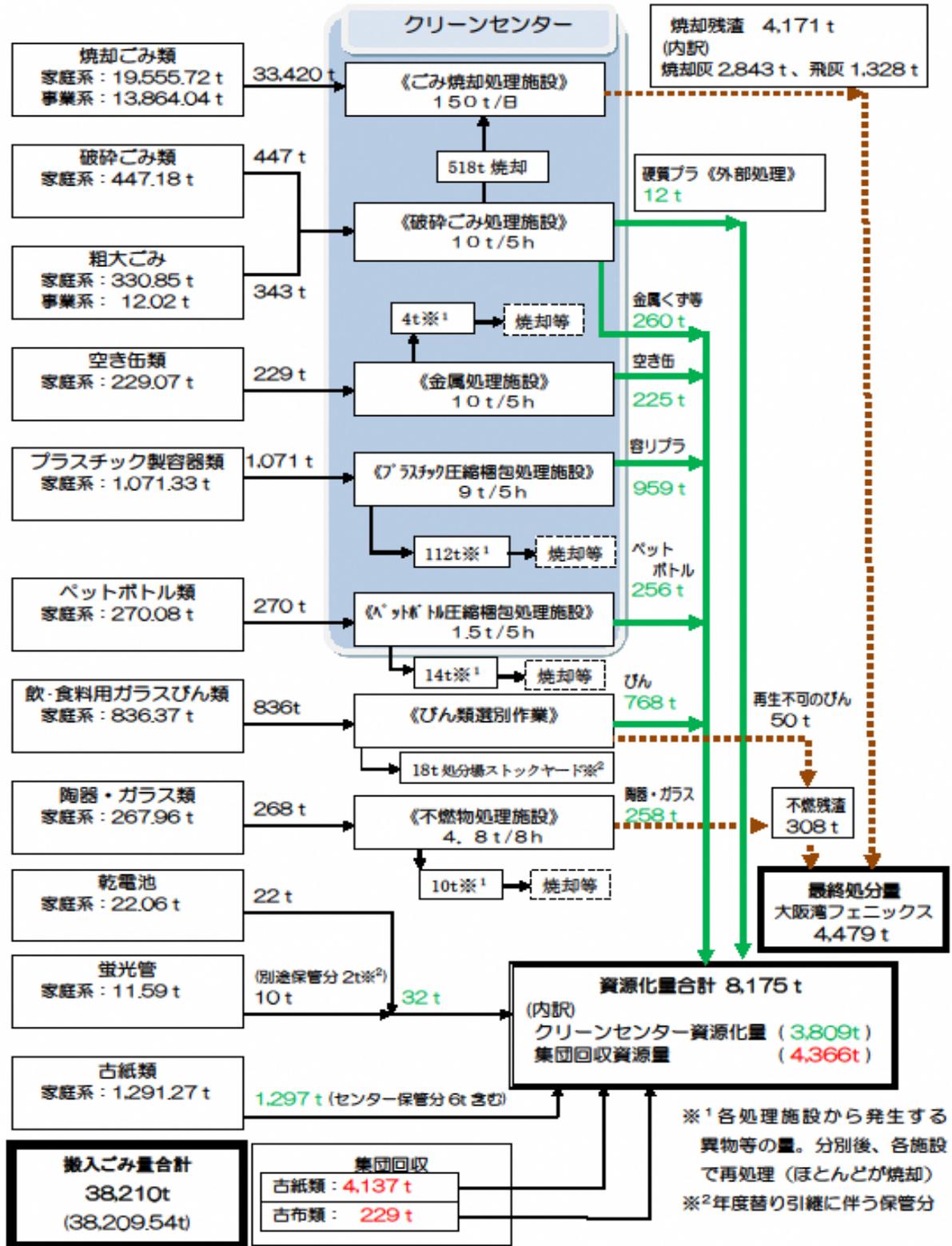


図3-1-9 ごみ処理フロー図（平成26年度）

2) 収集・運搬システム

本市の家庭系のごみの種類ごとの収集・運搬体制は、表 3-1-5 に示すとおりです。

分別区分は 11 種類で、市内全域を収集区域とし、収集・運搬は市の委託業者により行っています。収集方式は、粗大ごみは戸別収集方式、乾電池、蛍光管は拠点回収方式であり、それ以外のごみはステーション方式としています。排出容器については、焼却ごみ類、プラスチック製容器類およびペットボトル類は指定袋制を採用しており、空き缶類と飲・食料用ガラスびん類は指定のコンテナ、乾電池および蛍光管は専用の回収箱に入れることになっています。また、破碎ごみ類については任意の袋に入れるかそのまま直接排出し、陶器・ガラス類については任意の袋に入れて排出し、粗大ごみについては「粗大ごみ処理兼リサイクル機器収集運搬券」を貼り付けて排出することになっています。

なお、事業系のごみについては、事業者自らがクリーンセンターに持ち込むか、市の許可業者に委託し収集運搬することになっています。

表3-1-5 収集・運搬の概要

分別区分	収集区域	収集形態	収集方式	収集回数	排出容器
焼却ごみ類	全域	委託	ステーション方式	2回/週	指定袋
古紙類				1回/月	そのまま
プラスチック製容器類				2～3回/月	指定袋
ペットボトル類				1回/月	指定袋
空き缶類					指定容器(コンテナ)
飲・食料用ガラスびん類					指定容器(コンテナ)
破碎ごみ類					袋(指定無し) またはそのまま
陶器・ガラス類				袋(指定無し) またはそのまま	
粗大ごみ			戸別収集方式	2回/月	指定無し (シール貼付)
乾電池			拠点回収方式	1～2回/月	回収箱
蛍光管				2回/週	回収箱

また、処理手数料等の状況については、表 3-1-6 に示すとおりです。

焼却ごみ類、プラスチック製容器類およびペットボトル類については、指定袋を単身世帯で年間合計 90 枚、2 人以上の世帯で年間合計 135 枚、引換券方式により各世帯に無料配布しており、これを超えて指定袋が必要な場合は、1 枚につき 110 円で購入する仕組みとなっています。粗大ごみについては、ごみの大きさ等によってごみ 1 点につき 1,500 円、800 円の 2 段階の処理手数料を設定しており、「粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券」を指定の販売所で購入し、これをごみに貼り付けて排出するものとしています。また、クリーンセンターに直接搬入する場合は、特定家庭用機器再生商品化法（平成 10 年法律第 97 号。）第 2 条第 4 項の政令で定める機械器具を除くごみについては、1 回の搬入量が 200kg 未満の場合は 110 円/10kg、200kg 以上の場合は 170 円/10kg の処理手数料を設定しています。

表3-1-6 ごみ処理手数料の状況

収集方式	分別区分	手数料等
ステーション方式	焼却ごみ類	(複数世帯) 年間 135 枚/世帯まで無料配布 (単身世帯) 年間 90 枚/世帯まで無料配布 ※超過した場合、1 枚 110 円
	プラスチック類	
	ペットボトル類	
	空き缶	無料
	飲・食料用ガラスびん	無料
	破碎ごみ	無料
	陶器・ガラス	無料
	新聞・広告	無料
	雑誌・雑紙	無料
	段ボール	無料
戸別収集方式	粗大ごみ	ごみの大きさ等によりごみ 1 個につき次の 3 種のいずれか 1,500 円, 800 円 ※「粗大ごみ処理券兼リサイクル機器収集運搬券」を購入し貼付する
拠点回収方式	乾電池	無料
	蛍光管	無料
直接搬入	特定家庭用機器再生商品化法（平成 10 年法律第 97 号。）第 2 条第 4 項の政令で定める機械器具を除くごみ	1 回の搬入量 200kg 未満：110 円/10kg 1 回の搬入量 200kg 以上：170 円/10kg

3) 中間処理システム

本市では、ごみ焼却処理施設、プラスチック圧縮梱包処理施設、ペットボトル圧縮梱包処理施設、金属処理施設および破砕ごみ処理施設を備えたクリーンセンターと、不燃物選別処理施設とびん類選別施設を備えた草津市処分場において中間処理を行っています。

クリーンセンター内の施設概要は表 3-1-7 に、草津市処分場の施設概要は表 3-1-8 に示すとおりです。

表3-1-7 クリーンセンターの施設概要

対象施設	処理形式	施設規模	供用開始
ごみ焼却処理施設	ストーカー方式	150t/日	昭和 52 年度 平成 5～8 年度 基幹的整備工事 平成 18～20 年度 大規模改修工事
プラスチック圧縮梱包処理施設	油圧プレス方式	9t/5h	平成 17 年 4 月
ペットボトル圧縮梱包処理施設	油圧プレス方式	1.5t/5h	平成 9 年 10 月
金属処理施設	油圧プレス方式	10t/5h	平成 5 年 10 月
破砕ごみ処理施設	破砕（せん断破砕方式）	10t/5h	平成 5 年 10 月

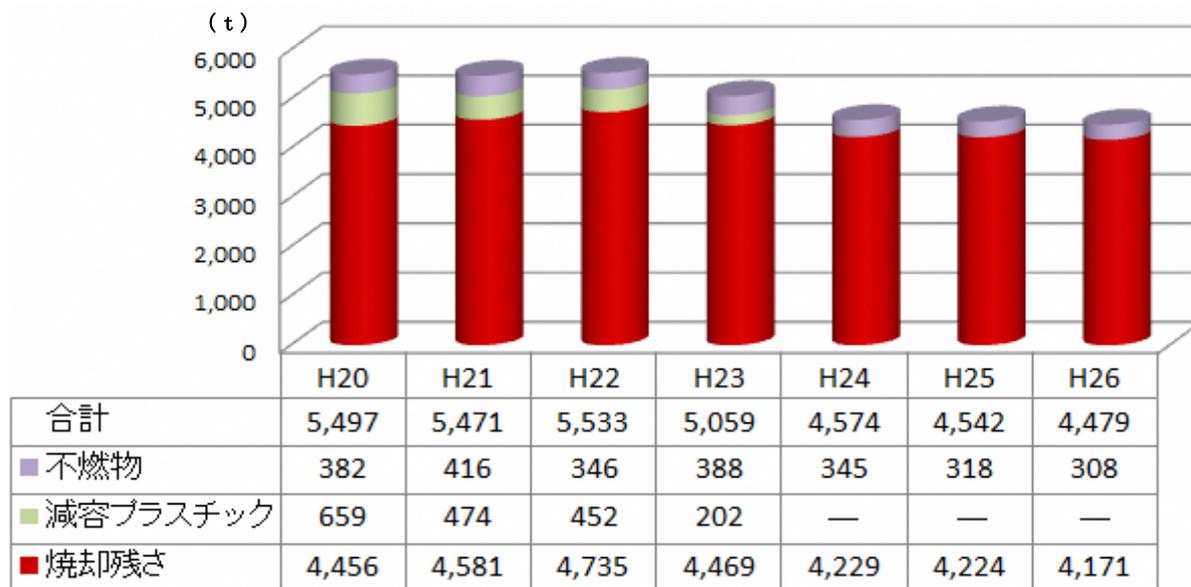
表3-1-8 草津市処分場の施設概要

対象施設	処理形式	施設規模	供用開始
不燃物選別処理施設	手選別（コンベア方式）	4.8t/8h	平成 15 年 1 月
びん類選別施設	手選別	—	—

4) 最終処分システム

本市内で発生するごみの最終処分は、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）へ全量を委託し、同センターの広域埋立処分場にて処理を行っています。

同処分場への搬入量は、図 3-1-10 に示すとおりです。なお、減容プラスチックについては、クリーンセンターにおける処理施設の稼働を、平成 23 年 9 月に停止しました。



単位：t

図 3-1-10 大阪湾フェニックスへの搬入量

5. ごみ処理に関する処理経費

本市のごみ処理に係る経費は、図 3-1-11 に示すとおりです。

ごみ処理経費は、年々減少傾向にあり、平成 20 年度は 1,378,002 千円でしたが、平成 26 年度は 1,172,310 千円となっています。

1 人あたりに換算した年間のごみ処理経費も、平成 20 年度の 11,568 円／人・年から、平成 26 年度は 9,116 円／人・年と減少しています。

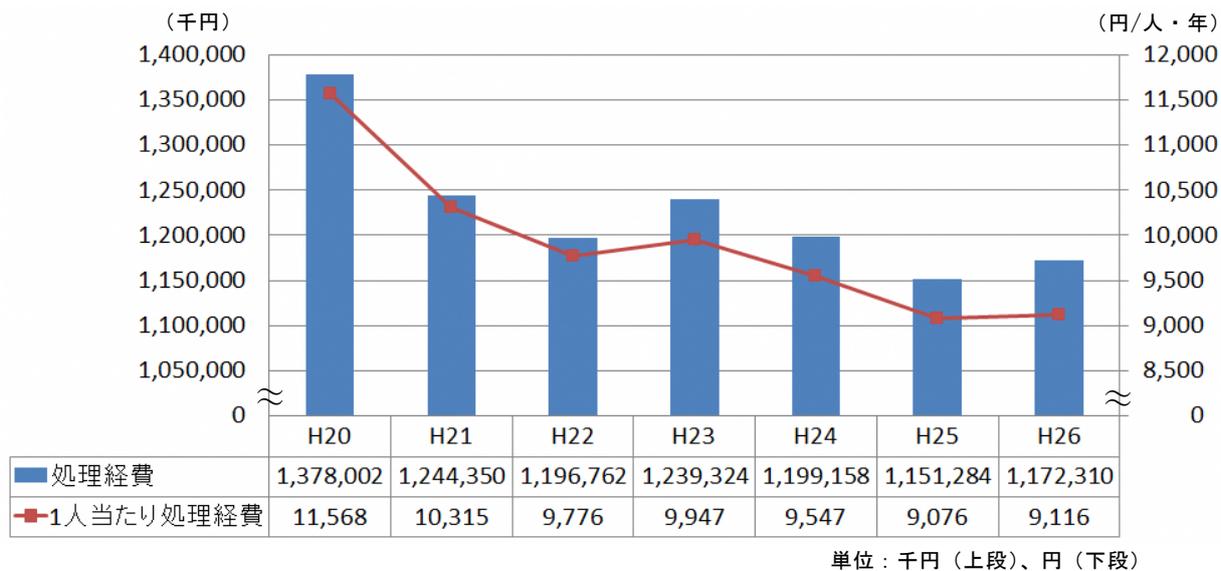


図3-1-11 ごみ処理経費の実績

6. 国、県の状況

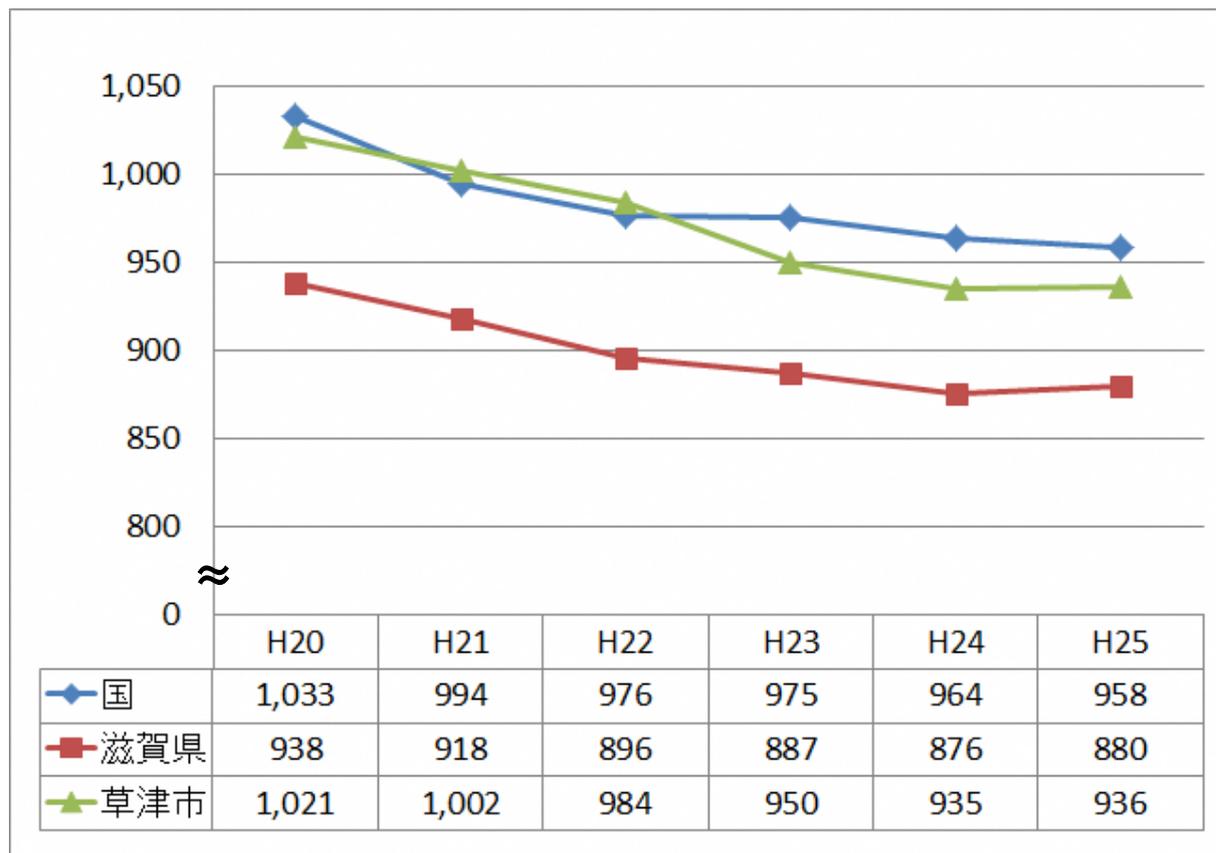
1) 国、県、本市の1人1日当たりごみ排出量

国、県、本市の1人1日当たりごみ排出量は、図3-1-12のとおりです。

本市の1人1日当たりごみ排出量は、平成23年度以降国の平均を下回っています。

その一方、県の平均と比較すると、平成20年度から平成25年度まで、県の平均を上回っています。

(g/人・日)



単位：g/人・日
出典：滋賀県の廃棄物

図3-1-12 国、滋賀県、草津市の1人1日当たりごみ排出量

注) ごみ排出量：家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量+集団回収量
1人1日当たりごみ排出量：ごみ排出量÷365(366)日÷人口
人口：国、県の統計で使用する人口は、平成23年度まで外国人人口を含んでいません。

7. ごみ処理の課題

1) ごみの発生抑制および資源化率の向上

ごみ排出量の増加、最終処分場の残余量のひっ迫、ごみ処理に係る環境負荷など、ごみをめぐる様々な問題がありますが、これらに対応するためには、先ず、可能な限りごみの発生を抑制することが重要となります。

次に、排出されたごみについては、できる限り再生利用し、資源化率を高めていかなければなりません。本市の平成 26 年度の資源化率は 19.2%であり、中間目標年次の平成 27 年度における数値目標である資源化率 23%、最終目標年次の平成 33 年度における数値目標である資源化率 24%を達成するのは難しい状況となっています。

今後は、資源化を促進するために、徹底した資源化施策を講じる必要があります。

2) ごみ処理事業の効率化

ごみの排出量の増加や分別収集区分の細分化により、ごみ処理経費は増加する傾向にあります。適正にごみ処理やリサイクルを行うためには、必要以上に経費の削減を行うことはできませんが、市の財政負担を軽減し、安定的なごみ処理を行うためには、施設更新も含めたごみ処理事業の効率化に努める必要があります。

ごみ処理事業の効率化にあたっては、国が示している「一般廃棄物会計基準」や「一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、コスト分析や処理システムの評価を行い、その結果を様々な角度から検討する必要があります。

3) 中間処理施設の整備

クリーンセンターの焼却施設については、昭和 52 年に稼働を開始し、平成 5 年度から平成 8 年度にかけて 90t/日から 150t/日への処理能力の向上を目的とした基幹的整備工事を行いました。その後、さらに 10 年以上経過し、劣化が激しくなったことから、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて、大規模な改修工事を実施しました。これにより数年間の延命はできましたが、近年は老朽化が進んでおり、新たな焼却施設の整備が必要となってきました。

この新たな焼却施設の整備にあたっては、二酸化炭素の発生抑制の観点から、ごみ発電等のエネルギー利用に積極的に取り組むとともに、資源化率をより高めるために、効率的な資源化システムを備えたりサイクルセンターも併せて整備する必要があります。

4) 最終処分場の整備

本市には市内に埋立ごみを受け入れ可能な最終処分場がないため、ごみの最終処分は大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス）へ委託し、同センターの広域埋立処分場にて処理を行っています。

大阪湾フェニックス事業は、近畿2府4県の168市町村（平成27年3月現在）から発生する廃棄物を、大阪湾広域臨海環境整備センターが事業主体となり、安全かつ適切に最終処分しています。

I期計画は平成元年に始まり、尼崎沖および泉大津沖埋立処分場を整備し、平成13年度に受入れを終了しました。II期計画では、神戸沖および大阪沖埋立処分場を整備し、平成13年度には神戸沖埋立処分場での受入を開始し、平成21年度からは大阪沖埋立処分場の供用を開始しました。しかし、II期計画も平成39年度には埋立を終了する予定であり、平成40年度以降のIII期計画がなされているものの、具体的なことについては、現在のところ未定であることから、新たな最終処分場を確保する必要があります。

5) 市民・事業者との協働

ごみの減量化、資源化施策を展開し、適正なごみ処理を推進していくためには、市民・事業者・行政が協働し取り組むことが重要になります。

特に、ごみの発生抑制、再使用、再利用については、排出者である市民や事業者の行動に負うところが大きいため、本市は排出者の自主的な減量行動等を積極的に支援していく必要があります。

6) 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化をはじめとする大気、水質など環境負荷への問題は、将来に影響を及ぼす大きな問題であり、その対応が不可欠となります。

特に、ごみを焼却する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであるため、焼却ごみの減量により、その排出量を抑制する必要があります。

第2節 基本方針

1. 基本方針

「第1章 2. 計画改訂にあたっての基本姿勢」を踏まえ、本市では、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たすとともに、お互いに協力しながらできる限り廃棄物の排出を抑制し、廃棄物となったものについては再使用、再生利用を行う、循環型社会の構築に向けたまちづくりの方策を明らかにするため、本市のごみ処理計画における基本方針を、以下のように設定します。

1) ごみの発生抑制の推進

3Rのうち、まず優先される発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に重点を置いたごみを出さない環境づくりを目指します。

ごみの発生抑制には、特に市民、事業者の主体的な協力が不可欠となりますことから、本市は積極的にごみに関する啓発や情報提供、環境教育を推進するとともに、持続可能な発生抑制・減量化施策を展開します。

2) 多様な資源化の仕組みづくりの推進

発生抑制、再使用を優先した後に排出される廃棄物については、徹底した資源化（リサイクル）により、資源を再生利用し循環させるとともに、焼却処理するごみ量の削減を目指します。

資源化を推進するためには、家庭系ごみについては、分別収集区分の見直しや、集団回収の促進、各家庭における生ごみ処理の支援などの多様な資源化施策を推進します。

また、事業系ごみについては、排出者である事業者自らが資源化と適正処理を行うことが原則であるため、本市は事業者が排出するごみを可能な限り資源化処理ルートに誘導するとともに、資源化の仕組みづくりに向けての支援に取り組みます。

3) 環境負荷の低減と経済性・効率性を考慮したごみ処理の推進

ごみの処理については、環境汚染物質の発生防止や、二酸化炭素排出量の削減などの環境負荷の低減に努めるとともに、効率的な処理事業の運営に取り組みます。

また、新たな焼却施設の整備にあたっては、エネルギー回収や、環境汚染物質への対応をさらに強化するなど、地球環境にやさしい処理施設を整備します。

2. 目標年次

国の「ごみ処理基本計画策定指針」では、一般廃棄物処理基本計画の計画期間は、10～15年間とされています。

本計画の期間は、平成22年度を初年度とし、平成33年度を計画目標年次とする12カ年の計画です。

本計画は、中間目標年次である平成27年度における点検、見直し、評価を経て策定するものであることから、本計画の最終目標年次は平成33年度となります。

平成13年度

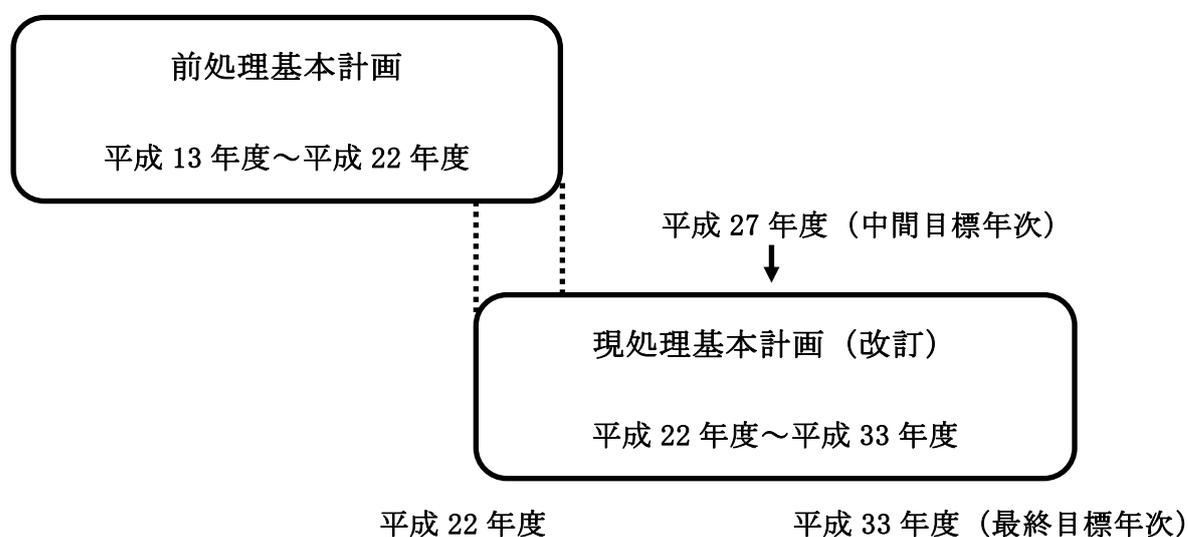


図3-2-1 目標年次

第3節 ごみの発生量の推計

1. 将来推計人口

本市の将来推計人口は、表 3-3-1、図 3-3-1 に示すとおりです。

ごみ発生量を推計する上で算定基礎となる将来推計人口は、草津市人口ビジョン（国勢調査人口ベース）の増減率を基本として、住民基本台帳登録人口に置き換えて推計しています。

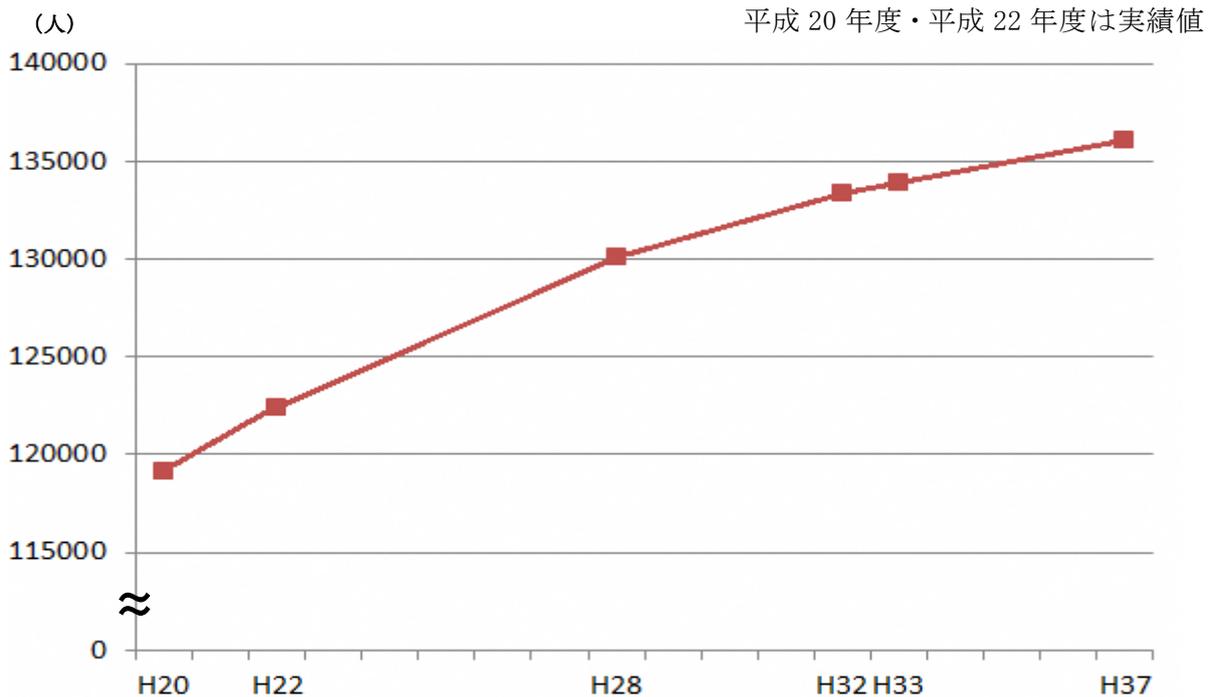
本市の人口は、平成 42 年度までは増加し、それ以降は減少に転じると推計しています。

※次回の計画改訂時には、将来推計人口を国勢調査人口ベースとするかどうかについて、検討を行うものとします。

表 3-3-1 将来推計人口

年度	平成 20 年度	平成 22 年度	平成 28 年度	平成 32 年度	平成 33 年度
推計人口	119,123 人	122,423 人	130,085 人	133,370 人	133,912 人
指数（対H20）	—	1.03	1.09	1.12	1.12

*人口は各年 10 月 1 日現在



単位：人

*人口は各年 10 月 1 日現在

平成 20 年度・平成 22 年度は実績値

図 3-3-1 将来推計人口

2. ごみ発生量の推計（現状の場合）

本市のごみ発生量の将来推計は表 3-3-2 に示すとおりです。

この推計は、現状の施策以外にごみの排出抑制、再生利用を促進せず、循環型社会形成に向けた改善を行わない場合、ごみの発生量が将来的にどのように推移するかについて推計したものです。

推計方法として、家庭系ごみについては、各ごみ種別の 1 人 1 日当たりごみ排出量

（g／人・日）を過去 10 年間の実績等を基に分別変更も加味し、トレンド法等を用いて将来推計した上で将来推計人口及び年間日数を乗じて推計しました。

事業系ごみについては、各ごみ種別の 1 日当たりごみ排出量（t／日）を、過去 10 年間の実績等を基に搬入規制も加味し、トレンド法等を用いて将来推計した上で、年間日数を乗じて推計しました。

集団回収については、各資源（段ボール、新聞、雑誌、繊維類）の年間回収量を、過去 5 年間の実績等を基にトレンド法等を用いて推計しました。

年度	H20	H22	H26	H28	H30	H33	指数 H33/H20
人口	119,123 人	122,423 人	128,603 人	130,085 人	131,727 人	133,912 人	112.4
家庭系ごみ	24,926 t	25,002 t	24,333 t	24,452 t	24,629 t	24,907 t	99.9
※事業系ごみ	15,475 t	14,861 t	13,876 t	13,871 t	13,867 t	13,860 t	89.6
集団回収	3,981 t	4,089 t	4,366 t	4,561 t	4,795 t	5,234 t	131.5
合計	44,382 t	43,952 t	42,576 t	42,884 t	43,291 t	44,001 t	99.1
指数 (対 H20)	—	99.0	95.9	96.6	97.5	99.1	—

※市町村協議を経たごみ量は含まず。

表 3-3-2 ごみ発生量の推計（現状の場合）

第4節 ごみの減量化・資源化計画

1. 減量化目標の設定

1) 国、県の減量化目標

国は循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進基本計画を策定し、①循環型社会の形成に関する施策についての基本方針、②循環型社会の形成に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、③その他循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めています。

平成20年5月に策定された第二次循環型社会形成推進基本計画では、取組指標として一般廃棄物の減量化等に関する数値目標を設定しています。（平成25年5月には第三次循環型社会形成推進基本計画を策定）

また、県は平成18年6月に策定された第二次滋賀県廃棄物処理計画で、一般廃棄物の減量化等に関する数値目標を設定しています。（平成23年8月には第三次滋賀県廃棄物処理計画を策定。平成28年度には第四次滋賀県廃棄物処理計画を策定予定）

国、県の一般廃棄物の減量化等の目標値は表3-4-1、一般廃棄物処理の概念図は図3-4-1のとおりです。

表3-4-1 国、県の一般廃棄物の減量化等の目標値

	目 標 値
国	<p>第二次循環型社会形成推進基本計画 基準年次：平成 12 年度 目標年度：平成 27 年度 ○ 1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収含む） 約 10%削減 ○ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収、資源ごみ除く） 約 20%削減 ○ 事業系ごみ排出量 約 20%削減</p> <p>第三次循環型社会形成推進基本計画 基準年次：平成 12 年度 目標年度：平成 32 年度 ○ 1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収含む） 約 25%削減 ○ 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（集団回収、資源ごみ除く） 約 25%削減 ○ 事業系ごみ排出量 約 35%削減</p> <p>廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ 計画的な推進を図るための基本的な方針 目標年次：平成 27 年度 ○リサイクル率 25%</p>
滋賀県	<p>第二次滋賀県廃棄物処理計画 基準年次：平成 9 年度 目標年次：平成 22 年度 ○ 1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収含む） 平成 9 年度 944 g → 平成 22 年度 900 g ○リサイクル率 平成 9 年度 13% → 平成 22 年度 26% ○最終処分量 平成 9 年度 10 万 t → 平成 22 年度 5 万 t ○単純処理された量（ごみ発生総量－資源化量） 平成 9 年度 42 万 t → 平成 22 年度 21 万 t</p> <p>第三次滋賀県廃棄物処理計画 目標年次：平成 27 年度 ○ 1 人 1 日当たりのごみ排出量（集団回収含む） 平成 27 年度 910 g ○ 1 人 1 日当たりの最終処分量 平成 27 年度 95 g</p>

* 第三次循環型社会形成推進基本計画および第三次・第四次滋賀県廃棄物処理計画は、次期一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の策定時に参考とするものとします。

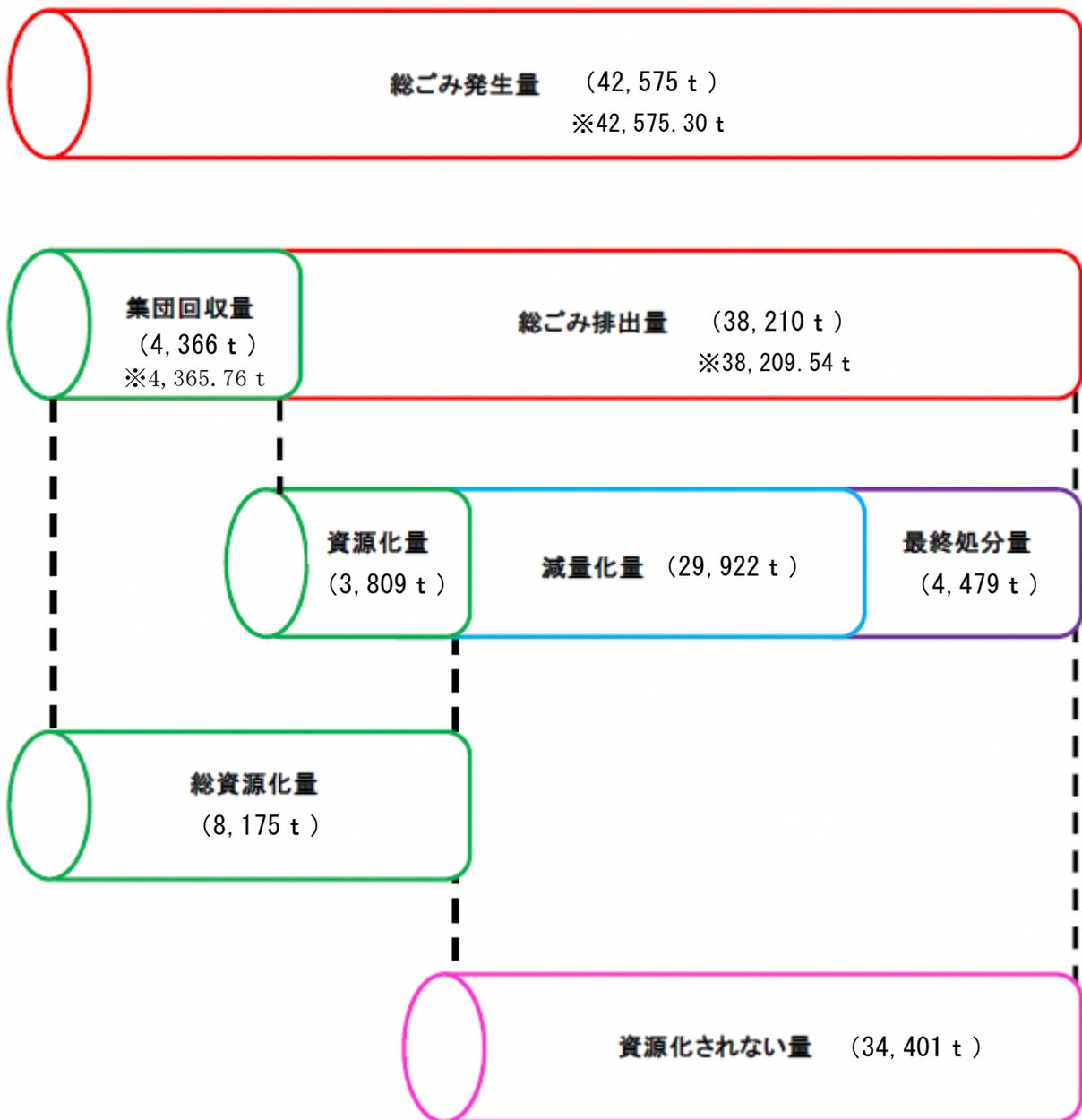


図 3-4-1 一般廃棄物の処理の概念図
 () 内数字は本市の平成 26 年度の実績

2) 本市の減量化目標

本計画では、国や県が定める一般廃棄物の減量化等に関する数値目標等を踏まえ、ごみの発生抑制・資源化・減量化施策を効果的に推進し、実効性を確保するため、ごみの減量化等の数値目標を設定しています。

設定にあたっては、本市の人口が平成 42 年度まで増加する傾向を考慮しました。

今回、中間目標年次である平成 27 年度における計画の点検、見直し、評価を行った結果、「1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）」および「リサイクル率」については、最終目標年次である平成 33 年度の数値目標を達成しておらず、引き続きその達成を目指す必要があることから、今回の改訂では変更を行いません。

「1 人 1 日当たりに換算した事業系ごみ排出量」については、発生抑制・減量化・資源化施策を進めた結果、平成 26 年度における排出量について、本計画策定当初に設定した最終目標年次の数値目標を既に達成していることから、以下のとおり設定します。

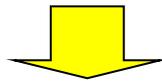
①

「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）」を
平成20年度比で約20%削減します。

* 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）

= (家庭系ごみ排出量 - 資源ごみ排出量) ÷ 人口 ÷ 365日 (366日)

* 資源ごみ（古紙類、プラスチック製容器類、ペットボトル類、空き缶類、飲・
食料用ガラスびん類、乾電池、蛍光灯）



平成20年度実績 536 g/人・日

→ 平成33年度 約20%削減 430 g/人・日 (106 g削減)

(参考)

・ 国の第二次循環型社会形成推進基本計画での数値目標

平成12年度実績 → 平成27年度

約660 g/人・日 約530 g/人・日 (平成12年度比約20%削減)

・ 国の第三次循環型社会形成推進基本計画での数値目標

平成12年度実績 → 平成32年度

約660 g/人・日 約500 g/人・日 (平成12年度比約25%削減)

・ 平成12年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）

国 654 g/人・日 県 623 g/人・日 本市 534 g/人・日

・ 平成20年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）

国 571 g/人・日 県 540 g/人・日 本市 536 g/人・日

・ 平成25年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）

国 530 g/人・日 県 508 g/人・日 本市 443 g/人・日

・ 平成26年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）

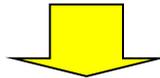
国 521 g/人・日 県 491 g/人・日 本市 439 g/人・日

②

「1人1日あたりに換算した事業系ごみ排出量」を
平成20年度比で約20%削減します。

*1人1日あたりに換算した事業系ごみ排出量
＝ 事業系ごみ量÷人口÷365日（366日）

*本計画策定当初は、大型商業施設の立地により周辺市を含めた広域商圈を形成していること、さらにJR南草津駅周辺への飲食店舗等の進出が今後も増加するといった、事業系ごみの排出量が増加するという地域特性を考慮していましたが、本計画策定当初に設定した最終目標年次の数値目標（約15%削減、300g/人・日）を平成26年度において既に達成していることから、新たな数値目標を設定します。



平成20年度実績 356g/人・日

→ 平成33年度 約20%削減 285g/人・日（71g削減）

（参考）

- ・国の第二次循環型社会形成推進基本計画での数値目標
平成12年度実績 → 平成27年度
約1,799万トン → 約1,439万トン（平成12年度比約20%削減）
- ・国の第三次循環型社会形成推進基本計画での数値目標
平成12年度実績 → 平成32年度
約1,799万トン → 約1,170万トン（平成12年度比約35%削減）
- ・平成12年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）
国 389g/人・日 県 286g/人・日 本市 324g/人・日
- ・平成20年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）
国 300g/人・日 県 244g/人・日 本市 356g/人・日
- ・平成25年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）
国 280g/人・日 県 237g/人・日 本市 311g/人・日
- ・平成26年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）
国 279g/人・日 県 229g/人・日 本市 296g/人・日

③

「リサイクル率」を平成 20 年度の 15.5%から
24%に引き上げます。

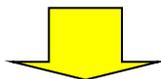
*リサイクル率（資源化率）

=資源化ごみ量÷ごみ発生量×100

資源化ごみ量：「直接資源化量（集団回収含む）」＋「中間処理後の資源化量」
＋「市町村協議を経たごみの資源化量」

ごみ発生量：「家庭系ごみ排出量」＋「事業系ごみ排出量」＋「集団回収量」
＋「市町村協議を経たごみの排出量」

※平成 28 年度以降のリサイクル率の計算には、廃棄物処理法第 6 条第 3 項に
基づく「市町村協議を経たごみの排出量」および「市町村協議を経たごみの
資源化量」を含めることとします。



平成 20 年度実績 15.5%

→ 平成 33 年度 24% (8.5%増加)

(参考)

- ・国の廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針での数値目標
平成 27 年度 25%
- ・平成 20 年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）
国 20.3% 県 19.8% 本市 15.5%
- ・平成 25 年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）
国 20.6% 県 19.1% 本市 19.5%
- ・平成 26 年度実績（一般廃棄物処理実態調査より）
国 20.6% 県 20.6% 本市 19.2%

2. 減量化目標達成に向けた施策

先に定めた減量化目標を達成するための施策として考えられるものを以下に示します。施策の実施にあたっては、効果や必要性が高いものから費用対効果も勘案し、推進していくこととします。（追加・変更した施策については、〔追加〕または〔変更〕で表示しています。）

1) 家庭系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策

①発生抑制施策

- 食べ残し等の発生抑制の啓発
（「買いすぎない、つくりすぎない、食べ残さない」の3ない運動等）
- マイバッグの普及促進、過剰包装の拒否の啓発
- 環境配慮物品等の使用促進、使い捨て商品の使用抑制の啓発
- 市民団体との協働による発生抑制運動の展開（市民団体への支援）
- ごみに関する情報提供
（減量効果・リサイクルの状況・ごみ処理コスト等の情報提供、広報媒体によるPR）
- 教育機関と連携した環境教育の推進、ごみの出前講座の推進
- 新クリーンセンターでの循環型社会や環境問題に係る啓発、学習機会の提供〔追加〕

②減量化（排出抑制）施策

- ごみ処理の有料化（指定ごみ袋による単純従量制の導入）の検討
- 生ごみの水切り励行推進の啓発（「ひとしぼり」運動）
- 生ごみ処理容器、コンポストの普及促進
- 生ごみ堆肥化システムの構築の検討
- 市民農園や学校農園での堆肥利用による循環の環（わ）づくりの検討
- 店頭回収の利用促進（食品トレー、牛乳パック、携帯電話、プリンタートナー等）
- リユース衣類の活用システムの構築の検討
- リサイクル工房の創設の検討
- 粗大ごみの再生利用の促進
- フリーマーケットの開催、不用品交換制度の利用促進
- 民間リサイクルショップの利用促進

③資源化施策

- 資源物の集団回収の推進奨励（単価引き上げ等の検討）〔変更〕
- 資源物の集団回収における繊維類の回収促進〔追加〕
- 分別収集体制の見直しの実施（資源物収集の細分化、分別の徹底）
- リサイクル推進員制度や分別指導協力員制度の導入の検討
- ごみ出しの早朝分別指導の実施
- ごみ処理施設の見学研修の実施

- 環境イベント等によるリサイクル意識向上の啓発
- 資源物拠点回収場所の拡充
- 剪定枝資源化システムの構築の検討（チップ化による堆肥化等）
- 雑紙保管袋の検討〔追加〕
- スマートフォン用ごみ分別の無料アプリケーション導入の検討〔追加〕

2) 事業系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策

①発生抑制施策

- ごみ処理手数料の見直しの検討
- 事業者への発生抑制・減量化・資源化の訪問指導の実施〔変更〕
- 食品ロス削減啓発パンフレットの作成〔追加〕

②減量化（排出抑制）施策

- 小規模事業者へのごみ減量対策の推進（オフィス町内会等の新たな仕組みづくり）
- 多量排出事業者への減量化計画作成・運用指導の実施
- 優良事業者の取組事例の紹介
- 事業系一般廃棄物減量セミナーの開催〔追加〕
- 一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者への訪問指導の実施〔追加〕

③減量化（排出規制）施策〔変更〕

- 分別区分体制の見直しの実施
- プラスチックごみの適正処理の指導
- クリーンセンターへの資源ごみ搬入規制の厳格化（古紙類等）

④資源化施策

- 食品リサイクル法に基づく食品循環資源の再生利用等の促進〔変更〕
- 事業系ごみ袋の見直しの実施（可視化による分別の徹底）
- クリーンセンターでのごみ搬入検査の強化（分別の徹底）
- 適正分別・減量化・資源化マニュアルの作成、配布
- 雑紙保管袋の検討〔追加〕
- 小規模事業者が排出する資源物を集団回収の対象に追加〔追加〕

3. ごみ発生量の推計（施策反映後）

「第3節 2. ごみの発生量の推計（現状の場合）」に、本計画改訂後の減量化目標達成に向けた施策による減量効果等を反映させた場合のごみ発生量推計は、表 3-4-2 のとおりです。

減量効果等の反映は平成 28 年度からとして推計しています。

表 3-4-2 ごみ発生量の推計（施策反映後）

（単位：t）

年度		H20	H22	H26	H28	H30	H33	指数 H33/H20
家庭系 ごみ	現状	24,926	25,002	24,333	24,452	24,629	24,907	99.9
	施策後	—	—	—	24,389	24,504	24,693	99.0
※事業系 ごみ	現状	15,475	14,861	13,876	13,871	13,867	13,860	89.6
	施策後	—	—	—	13,763	13,652	13,486	87.1
小計	現状	40,401	39,863	38,209	38,323	38,496	38,767	96.0
	施策後	—	—	—	38,152	38,156	38,179	94.5
集団回収	現状	3,981	4,089	4,366	4,561	4,795	5,234	131.5
	施策後	—	—	—	4,720	5,145	5,954	149.6
ごみ発生量 合計	現状	44,382	43,952	42,576	42,884	43,291	44,001	99.1
	施策後	—	—	—	42,872	43,301	44,133	99.4

※市町村協議を経たごみ量は含まず。

本計画策定後に取り組んできたことや、平成 28 年度からの推計に反映させた減量効果等を以下に示します。

1) 家庭系ごみの減量効果等

①分別収集体制の見直しの実施

平成 23 年度の分別区分変更により、「普通ごみ類」を「焼却ごみ類」と「古紙類」に細分別化し、古紙類の資源化を図った結果、平成 26 年度の焼却ごみ量が約 3.3%減量(平成 20 年度比)でき、その減量分の一部が資源化量となり平成 26 年度のリサイクル率が 3.7%上昇(平成 20 年度比)しました。

また、同じく分別区分変更により、「プラスチック類」を資源化するプラスチックごみを

対象とした「プラスチック製容器類」とし、現在埋立処分を行っている資源化できないプラスチックごみは「焼却ごみ類」に含めることとしました。このことにより効率的な資源化ができ、最終処分量の減量ができました。

また、他のごみ種についても分別の名称と分別基準を分かりやすく変更し、不適正排出を減らし資源化をより進めています。

今後は、「焼却ごみ類」のうち、約半分を占める(水分を除く)紙類について、これまで以上に「古紙類」や「集団回収」への資源化を図り、「焼却ごみ類」の削減とリサイクル率の向上を目指します。

②食べ残し等の発生抑制の啓発

「焼却ごみ類」には、食べ残しによるものや、廃棄される手付かずの食品が多く含まれていることから、食べ残しをしないことや、計画的な食料品の購入を心掛けることにより、食べ残しや手付かずの食品を減らすことができれば、焼却するごみの減量ができます。

③生ごみの水切り励行推進の啓発（「ひとしぼり」運動）

「焼却ごみ類」には、調理屑等の生ごみも多く含まれていることから、生ごみの水切りを徹底し、もうひと絞りすることができれば、焼却するごみの減量ができます。

2) 事業系ごみの減量効果等

①クリーンセンターへの資源ごみ搬入規制の実施

平成 23 年度以降、資源ごみの搬入規制を行い、事業者自らが資源ごみを資源化するよう指導しています。さらに、平成 25 年度には、減量化・資源化ガイドブック「廃棄物の適正処理ガイドブック」を作成・配布するとともに、事業所を直接訪問し、適正なごみの排出についての指導やアドバイスを行っています。

今後は、食品ロス削減啓発パンフレットの作成、事業系一般廃棄物減量セミナーの開催および一般廃棄物処理業（収集運搬）許可業者への訪問指導の実施により、適正なごみの排出についての指導やアドバイスの充実を図り、事業系ごみの削減を目指します。

また、雑紙保管袋の作成や小規模事業者が排出する資源物の集団回収の対象への追加により、事業系の「焼却ごみ」に含まれている資源ごみの資源化を促進し、事業系ごみの削減とリサイクル率の向上を目指します。

②事業系ごみ袋の見直しの実施（可視化による分別の徹底）

平成 22 年度には、事業系ごみ袋を透明の袋に変更し、可視化による分別の徹底を図ることにより、不適正排出を減らしました。

今後も、定期的なパッカー車の展開検査等を行い、適正にごみが搬入されているかのチェックを行います。

ごみ発生量の推計比較のため、現状の場合の推計を表 3-4-3 に、施策反映後の推計を表 3-4-4 に示します。

表 3-4-3 ごみ発生量の推計（現状の場合）

(単位：t)

年 度	家庭系ごみ			事業系 ごみ	小計	集団 回収	ごみ発生量 合計
	焼却 ごみ類	資源 ごみ	その他 ごみ				
H20	20,232	1,610	3,084	15,475	40,401	3,981	44,382
H22	20,367	1,610	3,025	14,861	39,863	4,089	43,952
H26	19,555	3,732	1,046	13,876	38,209	4,366	42,576
H28	19,682	3,673	1,097	13,871	38,323	4,561	42,884
H30	19,831	3,638	1,160	13,867	38,496	4,795	43,291
H33	20,009	3,620	1,278	13,860	38,767	5,234	44,001

表 3-4-4 ごみ発生量の推計（施策反映後）

(単位：t)

年 度	家庭系ごみ			事業系 ごみ	小計	集団 回収	ごみ発生量 合計
	焼却 ごみ類	資源 ごみ	その他 ごみ				
H28	19,544	3,749	1,096	13,763	38,152	4,720	42,872
H30	19,554	3,790	1,160	13,652	38,156	5,145	43,301
H33	19,523	3,893	1,277	13,486	38,179	5,954	44,133

*平成 22 年度までの資源ごみ（ペットボトル類、金属類、びん類、乾電池、蛍光管）
平成 23 年度以降の資源ごみ（古紙類、プラスチック製容器類、ペットボトル類、
空き缶類、飲・食料用ガラスびん類、乾電池、蛍光管）

*ごみ発生量の推計（施策反映後）は、資源化されるごみ（資源ごみと集団回収）の
発生量は増加し、資源化されないごみ（焼却ごみ類、その他ごみおよび事業系ごみ）
の発生量は減少します。

3) ごみ発生量の推計（施策反映後）と減量化目標との比較

施策反映後のごみ量で算出した「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）」、「1人1日当たりに換算した事業系ごみ排出量」、「リサイクル率」と減量化目標による数値との比較は、表 3-4-5～表 3-4-7 のとおりです。

減量化目標の達成のために、考えられる施策を展開していきます。

表 3-4-5 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源ごみ除く）

年度	H20	H26	H28	H30	H33
量（g/日・人）	536.3	438.9	434.7	430.8	425.6
対 H20 年比	-	81.8	81.6	80.3	79.4
目標数値（g/日・人）	-	-	-	-	430.0

表 3-4-6 1人1日当たりに換算した事業系ごみ排出量

年度	H20	H26	H28	H30	H33
量（g/日・人）	355.9	295.6	294.2	288.2	280.1
対 H20 年比	-	83.1	82.7	81.0	78.7
目標数値（g/日・人）	-	-	-	-	285.0

表 3-4-7 リサイクル率

年度	H20	H26	H28	H30	H33
リサイクル率	15.5%	19.2%	21.4%	22.3%	24.0%
目標数値（%）	-	-	-	-	24.0%

*平成 28 年度以降のリサイクル率の計算には、「市町村協議を経たごみの排出量」および「市町村協議を経たごみの資源化量」が含まれています。

4) さらに減量効果等が期待できる施策

現時点では実施時期等の関係で施策として減量効果等に反映していませんが、減量効果等が大きい施策として次の施策が考えられます。

①家庭系ごみ処理の有料化の検討（指定ごみ袋による単純従量制の導入）

国の「一般廃棄物処理有料化の手引き」（平成 19 年 6 月）では、燃やすごみを排出する際の手数料の料金水準と平均排出抑制率との関係は、10 当たり 1～2 円程度の料金水準で 10% 強の排出抑制効果が見られるとしています。

②事業系ごみ処理手数料の見直しの検討

食品循環資源の再生利用等の促進の観点も踏まえ、ごみ処理費に係る排出事業者の負担割合を検討し、適正な処理手数料に改定することにより、経済的インセンティブによる減量効果が期待できます。

第5節 ごみの適正処理計画

1. 収集・運搬計画

1) 収集・運搬計画の目標

将来のごみ量の変化、循環型社会形成の推進に向けた施策に対応できる効率的な収集・運搬体制を整備します。

2) 計画収集区域

本市の行政区域全域を計画収集区域とします。

3) 収集・運搬の方法

①ごみの分別区分

ごみの分別区分は、平成23年10月に10種分別から変更した11種分別の分別区分とします。

②ごみの排出方法

ごみの適正な排出は、効率的な収集・運搬を行うために重要であることから、今後ごみカレンダーなどにより適正な排出方法の周知徹底を図っていきます。

また、ごみ集積所での早朝ごみ出し指導も積極的に行っていきます。

③収集方式

ステーション方式を基本に、粗大ごみは戸別収集方式、蛍光管・電池は拠点回収方式とします。

今後、拠点回収の回収品目および回収拠点の拡充を検討します。

④収集頻度

各ごみ種別の排出量の状況に応じて、収集頻度の見直しの検討をします。

⑤収集運搬体制

ごみ排出量に応じた適正な収集区域の設定および収集車両の配車をすることにより、収集作業の安全と事故の防止を図ります。

また、環境負荷の低減を図るため、ごみの収集車両については、低公害車の導入を検討します。

⑥事業系ごみの収集・運搬

事業系ごみは、市許可業者による搬入または事業者自らの直接搬入とします。

2. 中間処理計画

1) 中間処理計画の目標

環境負荷の低減を図りつつ、資源回収率の向上と最終処分量の減量が推進できる効率的な中間処理体制を整備します。

2) 中間処理の方法

本市の現在の中間処理の方法については、第3章第1節の図3-1-9 ゴミ処理フロー図のとおりです。

中間処理施設である草津市立クリーンセンターは昭和52年に稼働し、その後、処理能力の向上を目的とした基幹的更新工事および大規模な改修工事を実施しました。

しかし、焼却施設の老朽化や、より効率的な中間処理体制の整備に対応するためには、新たな中間処理施設の整備が必要となっています。

3) 中間処理施設の整備

新たな中間処理施設では、最新の高効率ゴミ発電技術を導入するとともに、公害物質のさらなる排出抑制や、排水・雨水の再利用を推進し環境負荷の低減を図る計画をしています。

平成26年度には、施設の設計および施工を行う業者を選定し、現在は、平成29年度中の完成を目指して、施設整備工事を進めています。

● 中間処理施設の整備工程の概要

平成22年度	施設の処理方式等の決定 環境影響評価（平成22年度から平成25年度）
平成26年度	施設の設計・施工を行う業者の選定 施設の設計および建設工事（平成27年度から平成29年度）
平成29年度	中間処理施設稼働開始

3. 最終処分計画

1) 最終処分計画の目標

ごみの排出抑制・資源化を推進し、焼却するごみを減らすことにより、最終処分量を削減します。

2) 最終処分の方法

本市で発生する中間処理後の焼却残渣などの埋立処理するごみは、大阪湾フェニックスの広域埋立処分場へ搬入し埋立処理します。

大阪湾フェニックスの埋立処分場も平成 39 年度には埋立完了となる予定であるため、平成 40 年度以降の最終処分場の確保が必要です。

3) 最終処分場の整備

本市では埋立処理ができる最終処分場がなく、埋立ごみの全量を大阪湾フェニックスで委託し処理しているため、大阪湾フェニックスの平成 40 年度以降の次期計画の実現に向けた取り組みを、搬入している自治体と連携し、積極的に推進していきます。

4. その他ごみの処理に関し必要な事項

1) 災害廃棄物

地震や水害等の災害が発生した場合、一時的に大量の廃棄物が発生し、かつ避難所等からは大量のごみが排出されることが想定されることから、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）および非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な対応が必要です。

本市では、国の「震災廃棄物対策指針」「水害廃棄物対策指針」に基づき、「草津市地域防災計画」において廃棄物処理計画を策定しています。災害発生時には計画に沿った対応ができるように体制の整備を進めます。

2) 在宅医療廃棄物

在宅医療に伴い家庭から排出される医療系の廃棄物については、その性状や感染性等の状況により、今後、適切な排出ルールを決めていくこととします。

なお、注射針などの鋭利なものについては、医療機関等において適正に処理するよう指導を行います。

3) 特定家庭用機器（家電4品目）

家電リサイクル法では、消費者が特定の家電製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）を廃棄する場合、これらを小売業者等に適切に引き渡すことが求められていることから、市民へ制度の啓発を行うとともに、小売業者等による引き取りを推進します。

小売業者等に引き渡しができない場合に限り、市が収集を行い、製造業者が指定する草津市内の指定引取場所に搬入します。

4) 適正処理困難物

本市では、以下の品目について、ごみの定期収集およびクリーンセンターでの受入れを行っていないため、販売店等の専門業者に処理を依頼するよう指導するとともに、適正処理のルートや処理業者の情報提供を行います。

- ①有害性、危険性、爆発性のあるもの（毒物、劇薬、農薬、ガソリン、廃油など）
- ②処理困難物（タイヤ、バッテリー、バイク、自動車、ピアノ、農機具、消火器、ガスボンベ、耐火金庫など）
- ③産業廃棄物

5) 一般廃棄物処理業（収集運搬業）許可

本市の事業系一般廃棄物排出見込量に対し、既存許可業者の収集運搬能力が十分に満たされる状況においては、原則、新たな一般廃棄物収集運搬業の許可は行わないものとします。

6) 不法投棄対策

不法投棄の防止および早期発見のため、不法投棄監視員による多発地点へのパトロールを強化します。

また、不法投棄を発見した場合は、警察に通報するとともに、投棄者が分かれば、投棄者に対し原状回復命令を出すなど厳しい姿勢で対応します。

投棄者が分からないケースについては、土地管理者や地域住民と連携し、ごみを速やかに撤去し原状回復を行うとともに、再発防止として不法投棄しづらい周辺環境整備を行います。

7) 地球温暖化防止

ごみ処理事業は、環境への負荷が非常に大きいということを十分認識し、特にごみを焼却する際に発生する二酸化炭素は、地球温暖化に大きく影響を及ぼすものであることから、本市では、ごみの減量化施策を積極的に推進し、焼却ごみの量を減らすとともに、新たな焼却施設の整備にあたっては、最新の高効率ごみ発電技術を導入した「地球環境にやさしい処理施設」を目指します。

また、ごみの収集車両についても、低公害車の導入を検討するなど、環境負荷の低減につながる施策を今後進めていきます。

8) 水銀による環境の汚染の防止

水銀が、環境中を循環しつつ残留し、および生物の体内に蓄積する特性を有し、かつ、人の健康および生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講じるものとします。

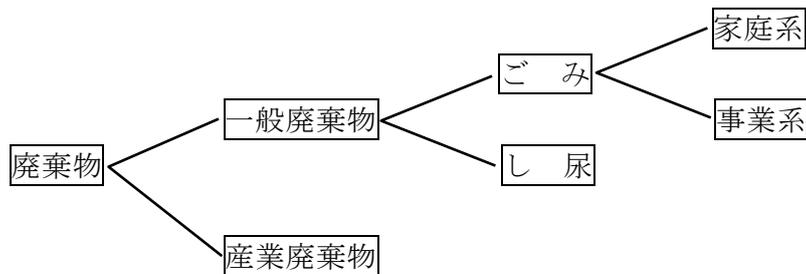
資料編

用語解説

【あ行】

一般廃棄物 (P1 ほか)

産業廃棄物以外の廃棄物のこと。家庭生活に伴って排出される廃棄物だけでなく、事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外の廃棄物も一般廃棄物である。



【図 廃棄物の基本的区分】

【か行】

家庭系ごみ (P12 ほか)

生活に伴って排出される一般廃棄物

拠点回収方式 (P22 ほか)

ごみの排出者が、主に公共施設等の定められた場所に持って行き、回収を行う方法。

経済センサス (P7)

事業所及び企業の経済活動の状態を明らかにし、我が国における包括的な産業構造を明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査実施のための母集団情報を整備することを目的としたもの。経済センサスにより作成される経済構造統計は、国勢統計（国勢調査）、国民経済計算に準ずる重要な統計として、「統計法」（平成 19 年法律第 53 号）という法律に基づいた基幹統計に位置付けられている。

【さ行】

産業廃棄物 (P10 ほか)

事業活動に伴って生じた廃棄物であって、廃棄物処理法で定めるもの。（燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等）

事業系ごみ (P12 ほか)

事業活動に伴って発生する一般廃棄物

資源回収活動事業 (P18)

新聞、雑誌・雑紙、段ボールなどの古紙や古布などの資源ごみを、町内会や子ども会、PTA、マンション管理組合などの住民団体が回収し、再生資源業者に引き渡すことにより、有効な資源となる活動。

ごみの減量や資源化が推進されるとともに、地域コミュニティづくりにも役立つ活動。

市町村協議 (P33 ほか)

廃棄物処理法第6条第3項に基づき、市町村が当該市町村の区域を越えて一般廃棄物の搬入または搬出を行う場合には、当事者である市町村間で密接に連絡を取り、相互の一般廃棄物処理計画に齟齬を来たさないよう努める必要があることから、市町村間で協議を行うもの。

焼却残渣 (P20)

廃棄物の焼却後に燃え残るもの。

食品ロス (P42 ほか)

まだ食べられるものが捨てられていること。(食べ残し、売れ残り、手つかずの食品などが廃棄されること。)

ステーション方式 (P22 ほか)

ごみの排出者が、地域で決められたごみステーション(集積所)にごみを出し、回収を行う方法。

ストーカ方式 (P24)

焼却炉の種類のひとつ。ごみを可動する火格子(ストーカ)上で移動させながら処理する焼却炉。

スリーアール
3 R (P30)

ごみを減らすための R ではじまる 3 つの行動

- ・ Reduce(リデュース) … ごみをつくらない(発生させない)
- ・ Reuse(リユース) … 繰り返して使うこと
- ・ Recycle(リサイクル) … 資源として再生利用とすること

【た行】

展開検査 (P44)

処理施設に搬入されたごみをプラットフォーム等に展開し、適正でないごみが含まれていないか中身を検査すること。

トレンド法 (P33)

過去の動態、いわゆるトレンド（傾向）が、将来も同じように推移するという考え方による推計方法。

【は行】

パッカー車 (P44)

車体の後部に積込み装置がある機械式ごみ収集車

飛灰 (P21)

可燃性廃棄物を焼却炉で焼却処理する際、排ガス中に同伴されてバグフィルタなどの集塵装置で捕集された固形物(すす、灰など、燃焼廃ガス中に含まれる固体の粒子状物質)。

不燃残渣 (P20)

焼却せずに埋め立てる廃棄物(陶器・ガラス等)。

改訂前の計画における減量化目標達成に向けた施策の実施状況

改訂前の計画に掲げられていた減量化目標達成に向けた施策の実施状況を取りまとめています。
 なお、これらの施策は、本計画にも引き継いでいます。

1) 家庭系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策

施策の種類	実施状況			個別施策の実績、経過等 (◆は個別施策の実績、◇は経過等)
	個別施策	実施	実施に向け 検討段階	
	19	3	3	
①発生抑制施策				
食べ残し等の発生抑制の啓発（「買すぎない、つくりすぎない、食べ残さない」の3ない運動等）	○			◆ 広報、各種イベント、出前講座等における啓発（随時）
マイバックスの普及促進、過剰包装の拒否の啓発	○			◆ 広報、ホームページ、各種イベント、出前講座、チラシ（駅前配布）等における啓発（随時） ◆ 「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」へ参画してレジ袋削減の取り組みを実施（平成25年度～）
環境配慮物品等の使用促進、使い捨て商品の使用抑制の啓発	○			◆ 広報、ホームページ、出前講座等における啓発（随時）
市民団体との協働による発生抑制運動の展開（市民団体への支援）	○			◆ ごみ問題を考える草津市民会議との協働による各種事業の実施（随時）
ごみに関する情報提供（減量効果・リサイクルの状況・ごみ処理コスト等の情報提供、広報媒体によるPR）	○			◆ 「草津市のごみ状況」の公表（年1回）、広報に特集記事を掲載（年2回）
教育機関と連携した環境教育の推進、ごみの出前講座の推進	○			◆ 公民館のやすらぎ学級での出前講座の実施、小学4年生のクリーンセンター施設見学と学習（随時）
②減量化（排出抑制）施策				
ごみ処理の有料化（指定ごみ袋による単純従量制の導入）の検討	○			◆ ごみの排出量や計画の目標数値を考慮し検討（随時）
生ごみの水切り励行推進の啓発（「ひとしぼり」運動）	○			◆ 広報、ホームページ、各種イベント、出前講座等における啓発（随時）
生ごみ処理容器、コンポストの普及促進	○			◆ 生ごみ処理容器購入費補助金の交付、段ボールコンポスト講座の開催による普及啓発
生ごみ堆肥化システムの構築の検討		○		◇ 段ボールコンポストの普及啓発に取り組んでいる段階であり、堆肥化までの仕組みづくりについては検討中
市民農園や学校農園での堆肥利用による循環の環（わ）づくりの検討		○		◇ 段ボールコンポストの普及啓発に取り組んでいる段階であり、堆肥化までの仕組みづくりについては検討中
店頭回収の利用促進（食品トレー、牛乳パック、携帯電話、プリンタートナー等）	○			◆ 広報、ホームページ、各種イベント、出前講座等における啓発（随時）
リユース衣類の活用システムの構築の検討			○	◇ 新クリーンセンターにおいて、リユース品として活用できる方策について、今後検討を行う
リサイクル工房の創設の検討			○	◇ 新クリーンセンターにおいて実施を検討（H30年度以降）
粗大ごみの再生利用の促進	○			◆ リサイクルの館において実施（～H25年度） ◆ 新クリーンセンターにおいて実施予定（H30年度以降）
フリーマーケットの開催、不用品交換制度の利用促進	○			◆ リサイクルフェア草津におけるリサイクルマーケット・かえっこバザール（年1回）等の実施
民間リサイクルショップの利用促進	○			◆ 広報、各種イベント、出前講座等における啓発（随時）
③資源化施策				
資源物の集団回収の推進奨励	○			◆ 資源回収活動事業推進奨励金の単価の引上げ 4円/kg⇒5円/kg（H22年度～）
分別収集体制の見直しの実施（資源物収集の細分化、分別の徹底）	○			◆ 古紙類の行政回収の実施、プラスチック製容器包装リサイクル制度の導入（H23年度～）
リサイクル推進員制度や分別指導協力員制度の導入の検討			○	◇ 制度化に向けて、今後検討を行う
ごみ出しの早期分別指導の実施	○			◆ 分別区分変更に伴い、ごみ集積所の分別状況の点検と指導を実施（H23年度） ◆ ごみ集積所の前で町内会役員等と合同で分別啓発を実施（必要に応じて実施）
ごみ処理施設の見学研修の実施	○			◆ クリーンセンターにおける施設見学の受入（随時）
環境イベント等によるリサイクル意識向上の啓発	○			◆ リサイクルフェア草津の開催（年1回） ◆ 宿場まつり、各学区ふれあいまつり等、各種イベントに参加して啓発活動を実施（随時）
資源物拠点回収場所の拡充			○	◇ 回収品目や場所等の拡充について、今後検討を行う
剪定枝資源化システムの構築の検討（チップ化による堆肥化等）	○			◆ 電気式剪定枝粉砕機の貸出（H26年度～）

2) 事業系ごみの発生抑制・減量化・資源化施策

施策の種類				
個別施策	実施状況			個別施策の実績、経過等 (◆は個別施策の実績、◇は経過等)
	実施	実施 検討中	構 想 段 階	
	11	1	0	
①発生抑制施策				
ごみ処理手数料の見直しの検討	○			◆ 搬入量200kg以上の場合の処理手数料の改定 【搬入量200kg未満】 110円/10kg 【搬入量200kg以上】 160円/10kg→170円/10kg (平成26年度)
事業者への発生抑制・減量化・資源化の指導	○			◆ クリーンセンター搬入事業所への事業所訪問と指導の実施(平成25年度～)
②減量化(排出抑制)施策				
小規模事業者へのごみ減量対策の推進(オフィス町内会等の新たな仕組みづくり)		○		◇ オフィス町内会は、市内に大規模なオフィスビルが少なく、古からの商店等が集積する地域は地理的に広範囲となるなどの点から具体的な仕組みの検討にまで踏み込んでいない。資源回収の対象とすることについて、検討中
多量排出事業者への減量化計画作成・運用指導の実施	○			◆ 前年度に月2t以上クリーンセンターに搬入した事業者を多量排出事業者として、訪問・指導を実施(随時)
優良事業者の取組事例の紹介	○			◆ 事業所訪問時に紹介を実施(平成25年度～)
③減量化(排出規制)施策				
分別区分体制の見直しの実施	○			◆ 事業系一般廃棄物(焼却ごみ類および可燃性の粗大ごみ)以外の事業系ごみの搬入規制の厳格化(平成23年度～)
プラスチックごみの適正処理の指導	○			◆ 事業所訪問による啓発(平成25年度～) ◆ 展開検査で問題のあった一般廃棄物処理(収集運搬)業の許可業者へ個別指導を実施(随時)
クリーンセンターへの資源ごみ搬入規制の厳格化(古紙類等)	○			◆ 焼却ごみ類への混入状況により、一般廃棄物処理(収集運搬)業の許可業者へ個別指導を実施(随時)
④資源化施策				
食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の再生利用の促進	○			◆ 『廃棄物の適正処理ガイドブック』に掲載し、啓発(平成25年度～)
事業系ごみ袋の見直しの実施(可視化による分別の徹底)	○			◆ 中身の見える袋での搬入を指導(平成22年度～)
クリーンセンターでのごみ搬入検査の強化	○			◆ 展開検査の定期的な実施(随時)
適正分別・減量化・資源化マニュアルの作成、配布	○			◆ 事業所向けに『廃棄物の適正処理ガイドブック』を作成し、事業所訪問時に配布(随時)

策定の経緯

○諮問

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第20条の2第2項の規定に基づき、市長から草津市廃棄物減量等推進審議会へ諮問を行いました。

諮問日 平成27年7月2日

- 諮問事項 (1) 草津市一般廃棄物処理基本計画の検証と評価について
(2) 草津市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

○草津市廃棄物減量等推進審議会 開催経過

草津市一般廃棄物処理基本計画の検証と評価および見直しについて審議が行われました。

第1回（平成27年2月26日開催）

【議事】

- ・平成27年度を中間目標年次とした一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の点検、評価等について
- ・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要について
- ・平成26年度一般廃棄物処理実施計画の概要について
- ・ごみ処理事業の現状と課題について

第2回（平成27年7月2日開催）

【議事】

- ・諮問内容について
- ・スケジュールについて
- ・新クリーンセンターについて
- ・ごみ減量化・資源化施策の成果と課題について
- ・ごみ減量化・資源化施策（他自治体の事例）

第3回（平成27年8月24日開催）

【議事】

- ・家庭系ごみの減量化施策について
- ・事業系ごみの減量化施策について
- ・一般廃棄物処理基本計画の改定について

第4回（平成27年10月5日開催）

【議事】

- ・事業所訪問時における聞き取り内容について（報告）
- ・ごみの発生量の推計について
- ・一般廃棄物処理基本計画（改訂版）素案について

第5回（平成27年11月5日開催）

【議事】

- ・一般廃棄物処理基本計画（改訂版）素案の修正箇所について
- ・答申案について
- ・パブリックコメントの実施について

○答申

草津市廃棄物減量等推進審議会における審議結果について、市長へ答申が行われました。

答 申 日 平成27年12月3日

○パブリックコメントの募集

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（改訂版）（案）について、広く意見を募集しました。

実施期間	平成27年12月18日（金）から平成28年1月18日（月）まで
提出者数	0人
意見総数	0件

草津市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(敬称略)

委員区分	所属・役職名等	氏 名
草津市廃棄物の適正処理 および再利用ならびに環 境美化に関する条例第2 0条の2第4項第1号に 定める委員 (学識経験のある者)	立命館大学理工学部 環境システム工学科 教授	◎天野 耕二
	滋賀県立大学環境科学部 環境政策・計画学科 教授	金谷 健
同項第2号に定める委員 (市民を代表する者)	南笠東学区まちづくり協議会 会長	橋本 頌造
	ごみ問題を考える草津市民会議 会長	○松村 幸子
	公募市民	小笹 ちづ
	公募市民	吉野 由紀
同項第3号に定める委員 (事業者を代表する者)	有限会社一実牛乳 取締役	多々良 世津子
	黒田紙業株式会社 草津営業所 所長	沖 大介
	大五産業株式会社 代表取締役	権田 五雄
同項第4号に定める委員 (関係行政機関の職員)	滋賀県南部環境事務所 所長	松村 周

◎：会長

○：副会長

草津市廃棄物減量等推進審議会諮問・答申

○諮問書

草ご発第727号

平成27年7月2日

草津市廃棄物減量等推進審議会

会長 天野 耕二 様

草津市長 橋川 涉

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例第20条の2第2項の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

- (1) 草津市一般廃棄物処理基本計画の検証と評価について
- (2) 草津市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

2 諮問理由

- (1) 草津市一般廃棄物処理基本計画の検証と評価について

ごみの減量化を目指し、平成23年10月より現在のごみの分別方法による収集をおこなってきました。その結果、ごみ量については平成23年度に比べて減少しており、また、リサイクル率についても上昇を続けており、一定の成果があったものと考えております。

基本計画の中間年度を迎えるにあたり、本計画において、これまで取り組んできた施策の成果や課題等についての検証と評価を行い、さらなるごみの減量化を進めていくにあたり、今後取り組むべきことについて検討していく必要があります。

- (2) 草津市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

平成22年3月に策定した基本計画は、計画期間を平成22年度から33年度までとしています。平成27年度は、その中間年度にあたることから、(1)のとおり、これまで進めてきた施策や目標値についての成果や課題等の検証と評価を行い、本計画改定について検討を行っていく必要があると考えます。

○答申書

平成27年12月3日

草津市長 橋川 渉 様

草津市廃棄物減量等推進審議会
会長 天野 耕二

平成27年7月2日付け草ご発第727号で諮問のあった草津市一般廃棄物処理基本計画の検証と評価および同計画の見直しについて、本審議会において慎重に審議を行い、下記のとおり審議結果を取りまとめましたので答申します。

記

審議結果

別添 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画〔改訂版〕（案）のとおり

草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例

平成8年7月1日

草津市条例第15号

草津市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和52年草津市条例第52号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 一般廃棄物の適正処理（第7条—第15条）
- 第3章 廃棄物の減量と再利用等の促進（第16条—第20条）
- 第3章の2 廃棄物減量等推進審議会（第20条の2）
- 第4章 環境美化の推進（第21条—第25条）
- 第5章 手数料（第26条・第27条）
- 第6章 雑則（第28条—第33条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用等を促進することにより、廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理および環境美化を推進することにより、良好な生活環境の保全および公衆衛生の向上を図り、もって環境にやさしいまちづくりを目指したリサイクル型社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再利用等 活用しなければ不用となる物もしくは廃棄物を再び使用し、または資源として利用することをいう。
- (2) 事業系一般廃棄物 あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (3) 家庭廃棄物 家庭生活に伴って生じた廃棄物をいう。

(市、市民および事業者の協力)

第3条 市、市民および事業者は、廃棄物の発生の抑制、再利用等の促進、環境の美化等について相互に協力しなければならない。

2 市は、前項の協力を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、あらゆる施策の策定および実施に際しては、廃棄物の発生の抑制および再利用等の促進により、廃棄物の減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理および環境美化に努めなければならない。

2 市は、廃棄物の再利用等による減量および適正な処理ならびに環境美化に関する市民および事業者の自主的な活動を促進するよう努めなければならない。

3 市は、廃棄物の発生の抑制および再利用等の促進ならびに環境美化に関して、あらゆる機会を通じて市民および事業者の意識の啓発に努めなければならない。

4 市は、一般廃棄物の減量および適正処理に関する事業の実施に当たって、市施設の整備および作業方法の改善等その能率的な運営に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、廃棄物の発生の抑制、再利用等の推進、廃棄物の自己処理による廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化について、地域住民と連帯し、かつ、自ら取り組むよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、自らの責任と負担において、その事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再利用等を図ることによりその減量を行うとともに、廃棄物を適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の再利用等および適正な処理に関する技術の研究および開発に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量および適正な処理ならびに環境美化について、自ら取り組むよう努めなければならない。

第2章 一般廃棄物の適正処理

(一般廃棄物処理計画)

第7条 市は、法第6条第1項に規定する一般廃棄物処理計画を定め、総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 一般廃棄物処理計画は、基本的事項について定める基本計画および基本計画実施のため必要な各年度の事業について定める実施計画に分けて定めるものとする。

3 市長は、一般廃棄物処理計画を定めたときは、これを告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

第8条 市は、一般廃棄物処理計画に従い、一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに適正に処理しなければならない。

2 市が一般廃棄物の処理を行う場合または市がこれらを市以外の者に委託する場合は、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準または同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に従い処理しなければならない。

(技術管理者)

第8条の2 法第21条第3項の条例で定める資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、水道部門または衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学または農学の課程において衛生工学または化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において衛生工学または化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学または高等専門学校の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において衛生工学または化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学または高等専門学校の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程において衛生工学または化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校または中等教育学校において土木科、化学科またはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校または中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目またはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関

する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同様以上の知識および技能を有するものと認められる者

(一般廃棄物の自己処理等)

第9条 事業者および土地または建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その事業活動に伴って発生する一般廃棄物およびその土地または建物から発生する一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処理できる一般廃棄物については、自ら適正に処理するよう努めなければならない。

2 市民、事業者および占有者は、自ら処理する一般廃棄物については、法第6条の2第2項に規定する一般廃棄物処理基準または同条第3項に規定する特別管理一般廃棄物処理基準に準じて処理しなければならない。

3 市民、事業者および占有者は、自ら処理しない一般廃棄物については、規則および一般廃棄物処理計画に定める収集、運搬および処分の方法に従わなければならない。

(適正処理のための自己評価等)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合の処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めなければならない。

(排出基準等)

第11条 市が行う家庭廃棄物の収集を受けようとする者は、規則で定める一般廃棄物の分別の区分および排出の方法（以下「排出基準」という。）に従って排出しなければならない。

2 市の処理施設で一般廃棄物の処分を受けようとする者は、規則で定める一般廃棄物の分別の区分および市の処理施設への受入方法（以下「受入基準」という。）に従って搬入しなければならない。

(家庭廃棄物の収集または運搬の禁止等)

第11条の2 市および市の委託を受けた者以外の者（以下この条において「市等以外の者」という。）は、市が行う家庭廃棄物の収集を受けるために排出基準に従ってごみ集積所（あらかじめ市長に届け出た家庭廃棄物を排出する場所をいう。以下同じ。）に排出された家庭廃棄物を収集し、または運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して市等以外の者が家庭廃棄物の収集もしくは運搬を行い、または行おうとしている場合、その者に対して、これらの行為を停止し、または当該家庭廃棄物をごみ集積所に戻すよう命ずることができる。

3 市長は、第1項の規定に違反して市等以外の者が家庭廃棄物の収集または運搬を繰り返

返し行った場合、その者に対して、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(事業系一般廃棄物の保管基準)

第12条 事業者および占有者は、事業系一般廃棄物を搬出するまでの間、当該事業系一般廃棄物を規則で定める基準（以下「保管基準」という。）に従い適正に保管しなければならない。

(処理除外物)

第13条 次に掲げる一般廃棄物は、市が行う家庭廃棄物の収集に際して排出し、または市の処理施設に搬入してはならない。

- (1) 有害性のあるもの
- (2) 危険性のあるもの
- (3) 爆発性、発火性、引火性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理を著しく困難にし、または市の処理施設の機能に支障を生じさせるもの

2 前項各号に掲げる一般廃棄物を処理しようとする者は、市長の指示に従わなければならない。

(建物の賃貸人等の周知義務)

第14条 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため現に賃貸している者もしくは賃貸しようとする者またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理を請け負う者は、当該建物を居住の用に供する賃借人に対しては排出基準および受入基準を、当該建物を事業の用に供する賃借人に対しては受入基準および保管基準を周知しなければならない。

(適正処理困難物の指定)

第15条 市長は、法第6条の3第1項の規定により一般廃棄物に指定されたもののほか、製品、容器等が廃棄物となった場合、その適正な処理が困難であると認めるものを適正処理困難物（以下「適正処理困難物」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

3 市長は、適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対して、自らの責任でその適正処理困難物を回収する等の必要な措置を講ずるよう指示することができる。

4 市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収する等の必要な措置を講ずる場合は、これに協力しなければならない。

第3章 廃棄物の減量と再利用等の促進

(再利用等の施策の推進)

第16条 市は、廃棄物の発生の抑制、再利用等の促進に関して、広く市民および事業者の意見を聴き、これをあらゆる施策に反映させるようにするものとし、市民および事業者は、これらに関する市の施策に協力しなければならない。

2 市は、廃棄物の発生の抑制、再利用等の促進に関する市民および事業者の自主的な活動を促進し、および市民活動の支援に努めなければならない。

3 市は、積極的に再生品を使用する等自ら再利用等を推進するよう努めるものとする。
(市民の自主的行動)

第17条 市民は、商品の長期使用および不用品の活用、交換等により廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 市民は、商品の購入に際しては、その内容、包装および容器等を勘案し、廃棄物の減量および環境の保全に配慮した商品の選択、買物袋の持参等により、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

3 市民は、再生品または再利用等が可能な物を使用し、再生資源の分別を行い、集団回収その他の再利用等を促進するための活動への参加、協力により、廃棄物の再利用等に努めなければならない。

(事業者による廃棄物の減量)

第18条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発および修理体制の確保等による廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、再生資源および再生品を積極的に使用することにより、廃棄物の再利用等に努めなければならない。

2 一般廃棄物の収集、運搬または処分を業とする者は、事業者が行う廃棄物の分別、再利用等による適正な処理に協力しなければならない。

(一般廃棄物減量計画の作成)

第19条 市長は、多量に一般廃棄物を発生させると認められる事業者または占有者に対し、必要と認めるときは、一般廃棄物の減量に関する計画（以下「一般廃棄物減量計画」という。）の作成、再利用等の推進その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の規定により一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた事業者または占有者は、これを作成し、市長に提出しなければならない。

(適正包装の推進)

第20条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器等に係る基準を設定すること等によりその適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再利用等が可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の回収策を講ずること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な包装、容器等を選

択できるように努めるとともに、その包装、容器等を不用とし、または返却する場合には、その回収等に応じるよう努めなければならない。

第3章の2 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第20条の2 法第5条の7の規定により、草津市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、一般廃棄物の発生の抑制、再利用および再生の促進による廃棄物の減量化および適正な処理に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて審議し、および答申する。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 市民を代表する者
 - (3) 事業者を代表する者
 - (4) 関係行政機関の職員
 - (5) その他市長が必要と認めた者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 環境美化の推進

(環境美化の推進)

第21条 市は、ごみの散乱防止および環境美化の推進を図るため、市民、事業者、関係行政機関の協力を得て、総合的な施策の推進に努めなければならない。

- 2 市民および事業者は、ごみの散乱防止および環境美化の推進に努めるとともに、市の施策および地域の団体等が行う自主的な美化活動に積極的に協力するように努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみの散乱防止を図るため、消費者への啓発および回収容器の設置に努めなければならない。
- 4 製造事業者は、ごみの散乱を容易に発生させない製品および包装材料の開発ならびにその回収システムの確立に努めなければならない。

(清潔の保持)

第22条 占有者は、その土地または建物を清潔に保つよう努めるとともに、その土地に

みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理し、廃棄物が捨てられた場合は、回収等の措置を講じるよう努めなければならない。

(公共の場所の環境美化)

第23条 何人も、琵琶湖岸、道路、河川、公園、広場、その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

2 前項に規定する場所の管理者は、当該管理する場所の環境美化に努めなければならない。

3 公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物（以下「宣伝物等」という。）を公衆に配布し、または配布させた者は、その場所に宣伝物等が散乱した場合は、速やかに当該宣伝物等を回収し、適正に処理しなければならない。

4 土木、建築等の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理し、公共の場所に当該物が飛散し、または流出することによって生活環境の保全上支障が生ずることのないようにしなければならない。

(飲食料容器等の散乱防止)

第24条 容器入り飲食料等の販売を行う事業者および容器入り飲食料等の自動販売機の設置者は、空き容器等を回収するための回収容器を設置し、空き容器等が散乱しないよう必要な措置を講じなければならない。

2 容器入り飲食料等の販売を行う事業者および容器入り飲食料等の自動販売機の設置者は、市民が空き容器等を返却しようとする場合には、その回収に応じるよう努めなければならない。

(廃棄物の投棄の禁止および回収命令等)

第25条 何人も、廃棄物をみだりに投棄し、放置し、または散乱させてはならない。

2 市長は、前項の規定に違反して投棄され、放置され、または散乱している廃棄物が一般廃棄物であるときは、その違反した者に対して、当該一般廃棄物の回収を命ずることができる。

3 市長は、前項の規定に該当する場合であって、回収を命ずべき者が明らかでなく、かつ、当該一般廃棄物を放置しておくことが生活環境を著しく阻害すると認められるときは、自ら当該一般廃棄物を回収し、処分することができる。

4 市長は、前項の規定により一般廃棄物の回収等を行った後に、当該一般廃棄物の投棄等をした者が判明したときは、その者に対し、回収等に要した費用を請求することができる。

第5章 手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第26条 一般廃棄物の処理に係る手数料は、草津市手数料条例（昭和53年草津市条例第4号。以下「手数料条例」という。）に定める。

(一般廃棄物処理業の許可申請等手数料)

第27条 法第7条第1項もしくは第6項の規定により市長の許可を受けようとする者、同条第2項もしくは第7項の規定により許可の更新を受けようとする者もしくは法第7条の2第1項の規定により変更の許可を受けようとする者またはこれらの許可に係る許可書の再交付を受けようとする者は、申請の際、手数料条例の定めるところにより、手数料を納めなければならない。

第6章 雑則

(報告の徴収)

第28条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、事業者、占有者、一般廃棄物処理業者およびその他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第29条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に事業者、占有者、一般廃棄物処理業者およびその他必要と認める者の土地または建物に立ち入り、一般廃棄物の処理および減量に関し、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告を行うことができる。

(1) 自ら一般廃棄物の処理を行った者が、第9条第2項の規定に違反し一般廃棄物処理基準または特別管理一般廃棄物処理基準に準じて一般廃棄物の処理をしなかったとき。

(2) 事業者および占有者が、第12条の規定に違反し事業系一般廃棄物を保管基準に従わず適正な保管をしなかったとき。

(3) 自己の所有する建物を他人の居住もしくは事業の用に供するため現に賃貸している者もしくは賃貸しようとする者またはその賃貸を斡旋し、もしくはその建物の管理

を請け負う者が、第14条の規定に違反し賃借人に対して必要な周知をしなかったとき。

- (4) 一般廃棄物減量計画の作成の指示を受けた事業者または占有者が、第19条第2項の規定に違反し一般廃棄物減量計画の作成を怠り、期日までに提出しなかったとき。
- (5) 宣伝物等を配布し、または配布させた者が、第23条第3項の規定に違反し当該配布場所において散乱した宣伝物等の回収を行わなかったとき。
- (6) 工事施行者が、第23条第4項の規定に違反し工事に伴って生じた土砂等が、公共の場所に飛散する等の適正な管理を行わなかったとき。
- (7) 容器入り飲食料等の販売を行う事業者および容器入り飲食料等の自動販売機の設置者が、第24条第1項の規定に違反しその販売に係る飲食料等の空き容器等の散乱防止に必要な措置を講じなかったとき。

(公表)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

- (1) 第11条の2第3項の規定により家庭廃棄物の収集または運搬を行わないよう命令を受けた者が、これに従わなかったとき。
- (2) 第25条第2項の規定により一般廃棄物の回収命令を受けた者が、これに従わなかったとき。
- (3) 第25条第4項の規定により回収等に要した費用の請求を受けた者が、その支払いをしなかったとき。
- (4) 第28条の規定により報告を求められた者が、正当な理由なくこれに従わなかったとき、または虚偽の報告を行ったとき。
- (5) 第29条第1項の規定により立入調査を受ける者が、正当な理由なくこれを拒み、妨げ、または忌避したとき。
- (6) 前条の規定により勧告を受けた者が、これに従わなかったとき。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、意見を述べる機会および有利な証拠提出の機会を与えなければならない。

(受入拒否等)

第32条 市長は、一般廃棄物処理計画に適合しない一般廃棄物および第11条第1項に規定する排出基準に適合しない一般廃棄物を排出する者に対し、一般廃棄物の収集を拒否することができる。

2 市長は、一般廃棄物処理計画に適合しない一般廃棄物および第11条第2項に規定す

る受入基準に適合しない一般廃棄物を市の処理施設へ搬入しようとする者に対し、受け入れを拒否することができる。

- 3 市長は、第30条第2号または同条第4号の規定による勧告を受け、これに従わなかった者に対して、市の処理施設への搬入の受け入れを拒否することができる。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、平成8年8月1日から施行する。ただし、第30条および第31条の規定は、平成8年9月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に改正前の草津市廃棄物の処理および清掃に関する条例の規定により行われた処分、手続きその他の行為は、改正後の草津市廃棄物の適正処理および再利用ならびに環境美化に関する条例の規定により行われた処分、手続きその他の行為とみなす。

付 則（平成8年10月8日条例第19号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月24日条例第1号）抄

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成15年11月7日条例第21号）

この条例は、平成15年12月1日から施行する。

付 則（平成17年10月17日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成19年11月8日条例第26号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成24年12月27日条例第27号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。